

# 第3期磐梯町子ども・子育て支援事業計画

---

# 目次

第1章 計画策定の趣旨等 .....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	4
4 計画の進捗と評価 .....	5
第2章 磐梯町の子育ての現状 .....	6
1 人口や世帯数の推移 .....	6
2 アンケートから見る住民の現状・意向 .....	11
3 第2期計画における取組 .....	35
4 教育・保育と地域子育て支援事業の取組 .....	40
第3章 基本理念・基本目標 .....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本目標 .....	45
3 計画の体系 .....	46
第4章 基本施策の取り組み .....	47
基本目標Ⅰ 子育て環境の整備・拡充 .....	47
基本目標Ⅱ 地域における子ども子育て支援の拡充 .....	53
第5章 子ども・子育て支援給付 .....	56
1 教育・保育の提供区域 .....	56
2 教育・保育について .....	56
3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策等」について .....	57
4 教育・保育の推進 .....	58
第6章 地域子ども・子育て支援事業 .....	59
1 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について .....	59
第7章 こども家庭センターについて .....	64
1 こども家庭センターとは .....	64
2 本町の「こども家庭センター」について .....	64
第8章 計画の推進 .....	65
1 関係機関との共創と協働 .....	65

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は72万7,277人であり、前年より4万3,482人減少し、8年連続減少しており過去最少を更新しました。また、合計特殊出生率も令和5年には過去最低の1.20となっています。急速に進む少子化や人口減少は、地域の経済活動の停滞や社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させることが懸念されており、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持させる施策が進められています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法<sup>※</sup>」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が制定されました。

その後平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表されました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年には、5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が可決・成立し、子どもへの支援が強化されました。

令和5年4月には、「こども家庭庁」が創設されると同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに12月には、こども基本法の施行に基づき「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすこととしています。

本町では平成26年度に「第1期磐梯町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度(令和元年度))」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。その後さらに子育て支援を推進していくため、「第2期磐梯町子ども・子育て支援計画(令和2年度～6年度)」を策定しました。

「第3期磐梯町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度に計画期間が終了となることから、国の制度の拡充等を踏まえ策定するものです。

本計画に基づき、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくり、子ども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長できる社会の形成、幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、子育て家庭の不安や負担の軽減、地域社会全体での子ども・子育て支援の充実など、子どもが豊かに育つ環境の整備を推進していきます。

※子ども・子育て関連3法

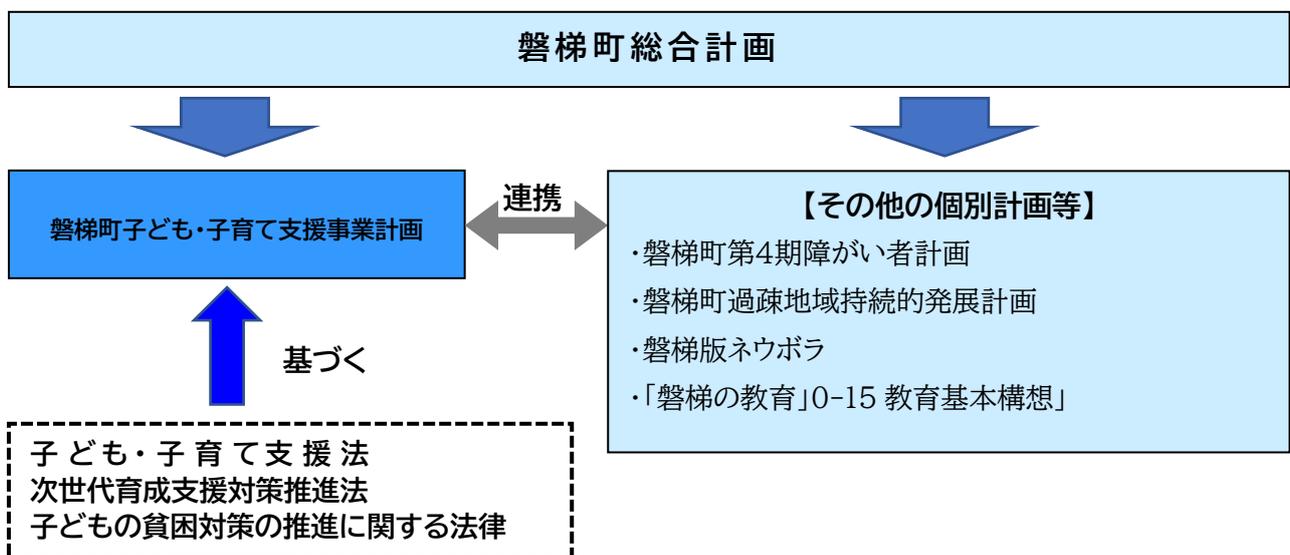
- ① 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「貧困対策計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画の策定にあたり「磐梯町総合計画」を最上位計画とし、「磐梯町第4期障がい者計画」、「磐梯町過疎地域持続的発展計画」などの個別計画、ならびに「磐梯版ネウボラ」、「磐梯の教育」0-15 教育基本構想などとの連携・整合を図ります。

なお、本計画と、本町の他の計画との関係については以下のとおりです。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 磐梯町子ども・子育て支援事業計画					第3期 磐梯町子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

## 4 計画の進捗と評価

### (1) 策定のための組織体制

本町における、子ども・子育て支援や、教育及び保育、次世代育成支援その他の子育て支援施策に関する重要事項について調査・審議するため、子育て当事者をはじめ、医療・保育・教育・労働など様々な立場で子育て支援に携わられている方々による「磐梯町子ども・子育て支援事業計画策定検討会議」において、計画内容等を検討いただき策定しました。

### (2) 子育てアンケートの実施

就学前及び小学生の子どもを持つ保護者及び当事者である小学生・中学生・高校生年代の子どもを対象に、子育ての実態や、子育て支援に関するニーズや意見・要望等を把握し、計画に反映することを目的に、令和6年7月に子育てアンケート(磐梯町子育て支援ニーズ調査)を実施しました。これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

#### 【未就学児・小学生保護者向けアンケート】

・調査実施方法:町内保育所・幼稚園の協力を得て配布・回収

町内保育所・幼稚園に在籍していない児童及びは郵送により配布・回収

・調査実施期間:令和6年7月8日～7月31日

・回収結果

区分	配布数	回収票	有効回収率
未就学児保護者	111人	66票	59.4%
小学生保護者	124人	54票	43.5%

#### 【小・中・高校生年代の子ども向けアンケート】

・調査実施方法:町内小中学校の協力を得てオンライン調査

町内小中学校に在籍していない児童及び高校生は郵送により配布・回収

・調査実施期間:令和6年7月8日～7月31日

・回収結果

区分	配布数	回収票	有効回収率
小学生	171人	139票	81.3%
中・高校生	183人	112票	61.2%

### (3) 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の進捗状況を調査し、各年度の実績や点検結果、今後の方向性等について整理し計画の進行を管理します。

なお、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「磐梯町子ども・子育て支援事業計画策定検討会議」における協議を踏まえ、本計画の見直しができるものとします。

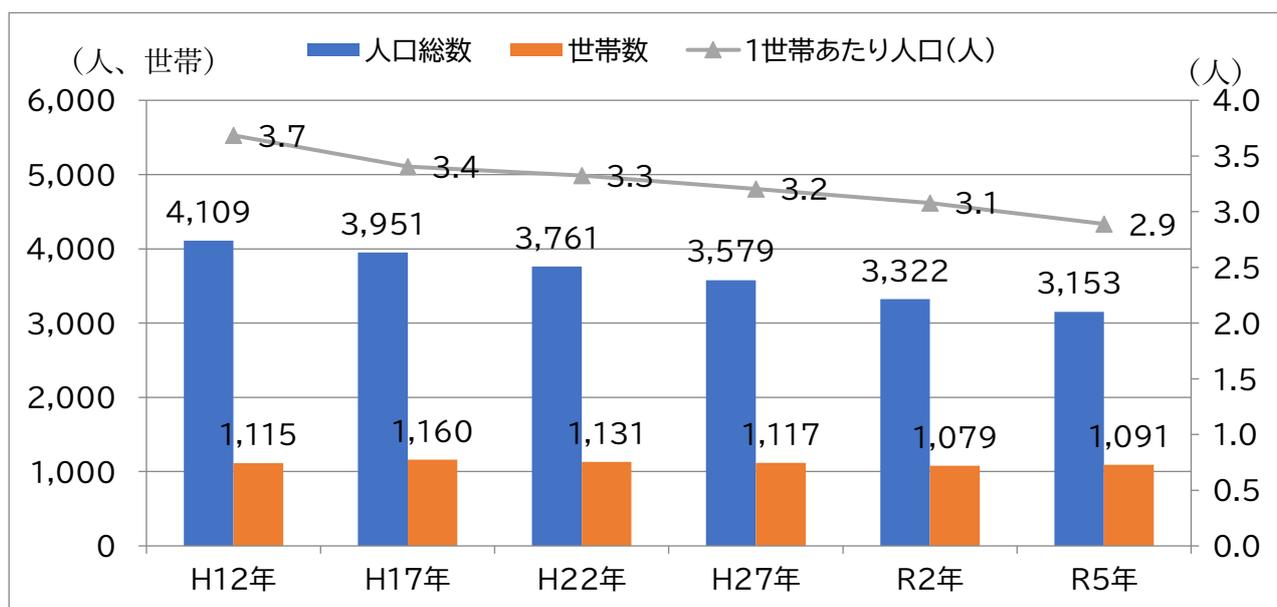
## 第2章 磐梯町の子育ての現状

### 1 人口や世帯数の推移

#### ○人口・世帯数の推移

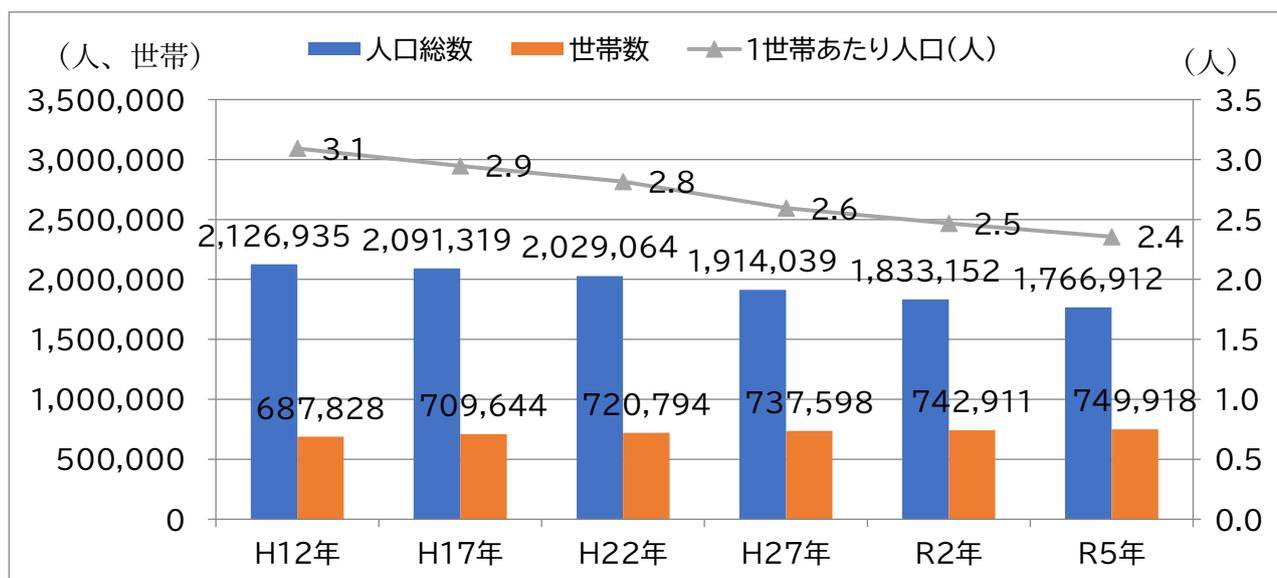
近年の本町の人口は福島県と同様に年々減少傾向にあり、令和5年は3,153人(現住人口調査)となっています。また、本町の世帯数は総人口と同様に減少・横ばい傾向にあるのに対し、福島県の世帯数は増加傾向にあります。

#### ◇人口・世帯数の推移(磐梯町)



資料:国勢調査(令和5年は現住人口調査 10月1日現在)

#### ◇人口・世帯数の推移(福島県)

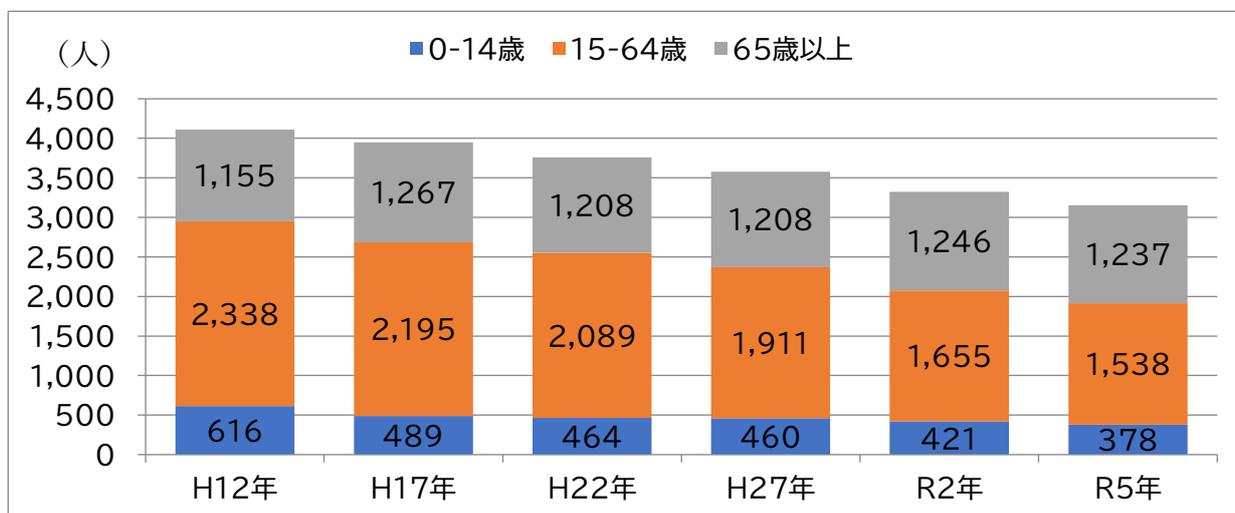


資料:国勢調査(令和5年は現住人口調査 10月1日現在)

### ○年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は大幅な減少であるのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が年々顕著となっています。

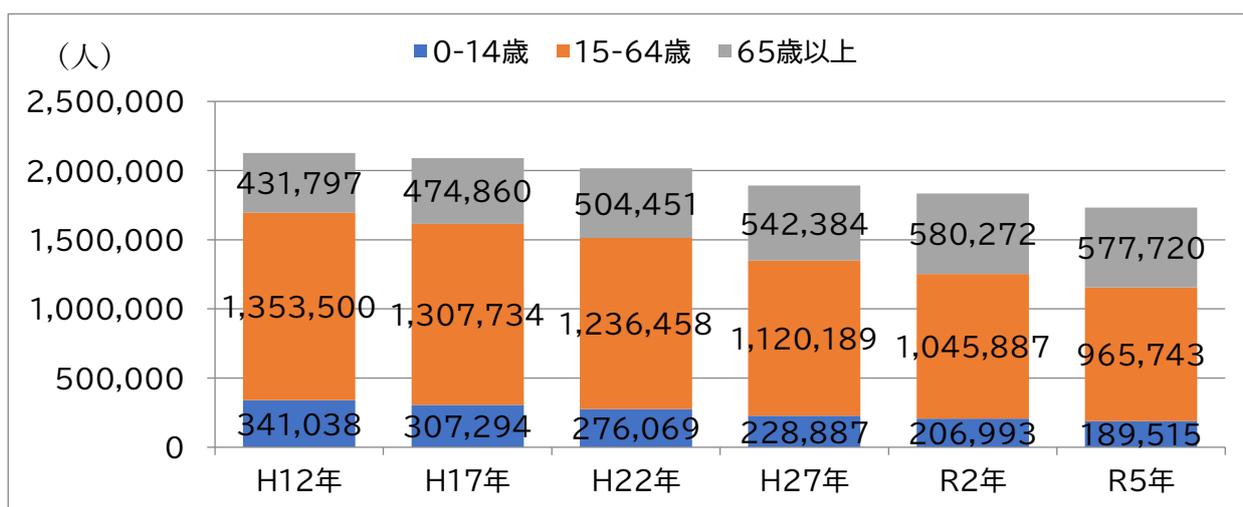
### ◇年齢3区分別人口の推移(磐梯町)



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R5年
人口総数	4,109	3,951	3,761	3,579	3,322	3,153
0-14歳	616	489	464	460	421	378
15-64歳	2,338	2,195	2,089	1,911	1,655	1,538
65歳以上	1,155	1,267	1,208	1,208	1,246	1,237

資料:国勢調査(令和5年は現住人口調査 10月1日現在)

### ◇年齢3区分別人口の推移(福島県)



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R5年
人口総数	2,126,335	2,089,888	2,016,978	1,891,460	1,833,152	1,766,912
0-14歳	341,038	307,294	276,069	228,887	206,993	189,515
15-64歳	1,353,500	1,307,734	1,236,458	1,120,189	1,045,887	965,743
65歳以上	431,797	474,860	504,451	542,384	580,272	577,720

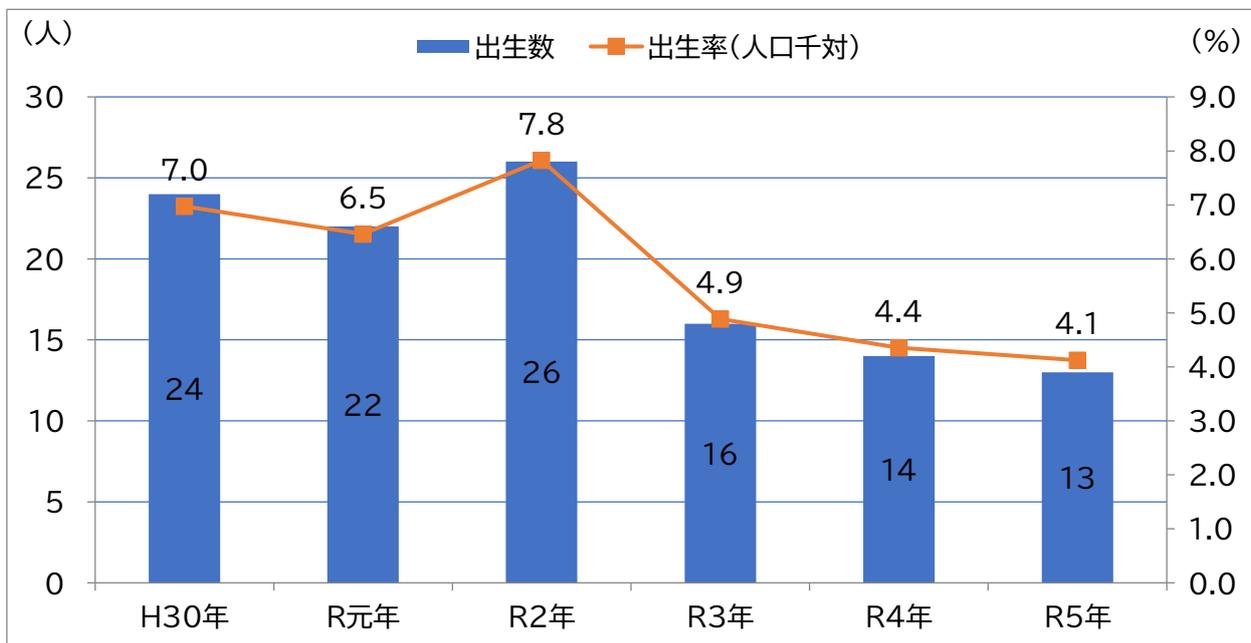
資料:国勢調査(令和5年は現住人口調査 10月1日現在)

○出生数

本町の出生数は令和3年度から大きく減少し、以降は15人前後で推移しています。

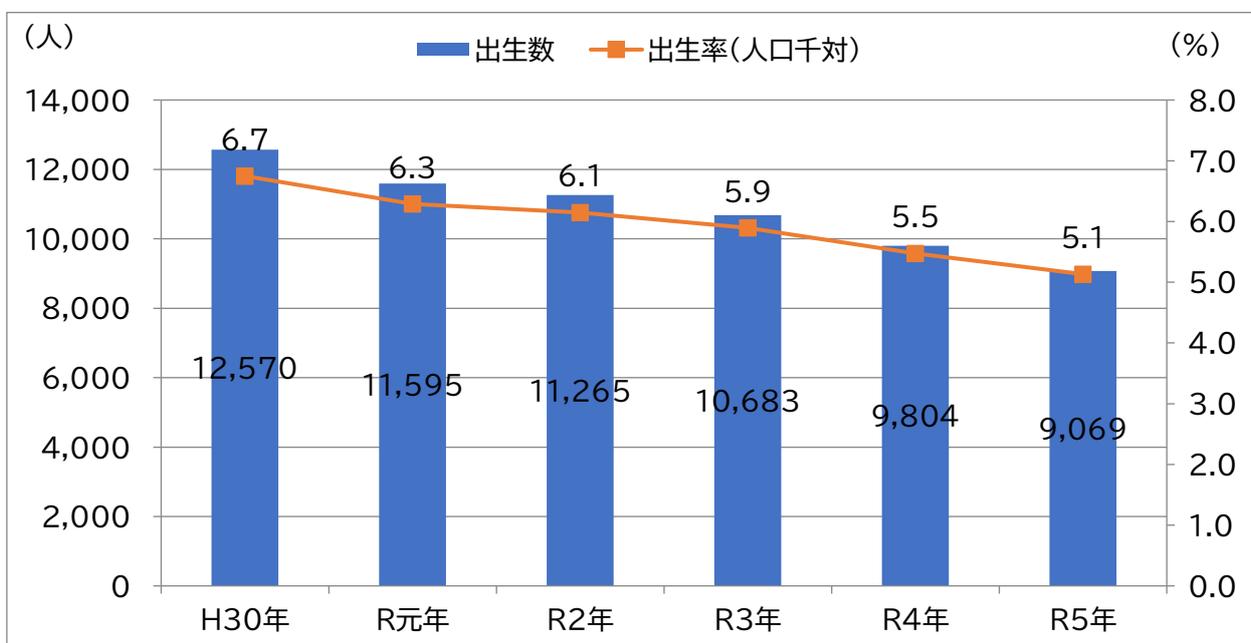
福島県は、近年は出生数・出生率ともに減少傾向にあります。

◇出生数の推移(磐梯町)



資料:福島県人口動態

◇出生数の推移(福島県)

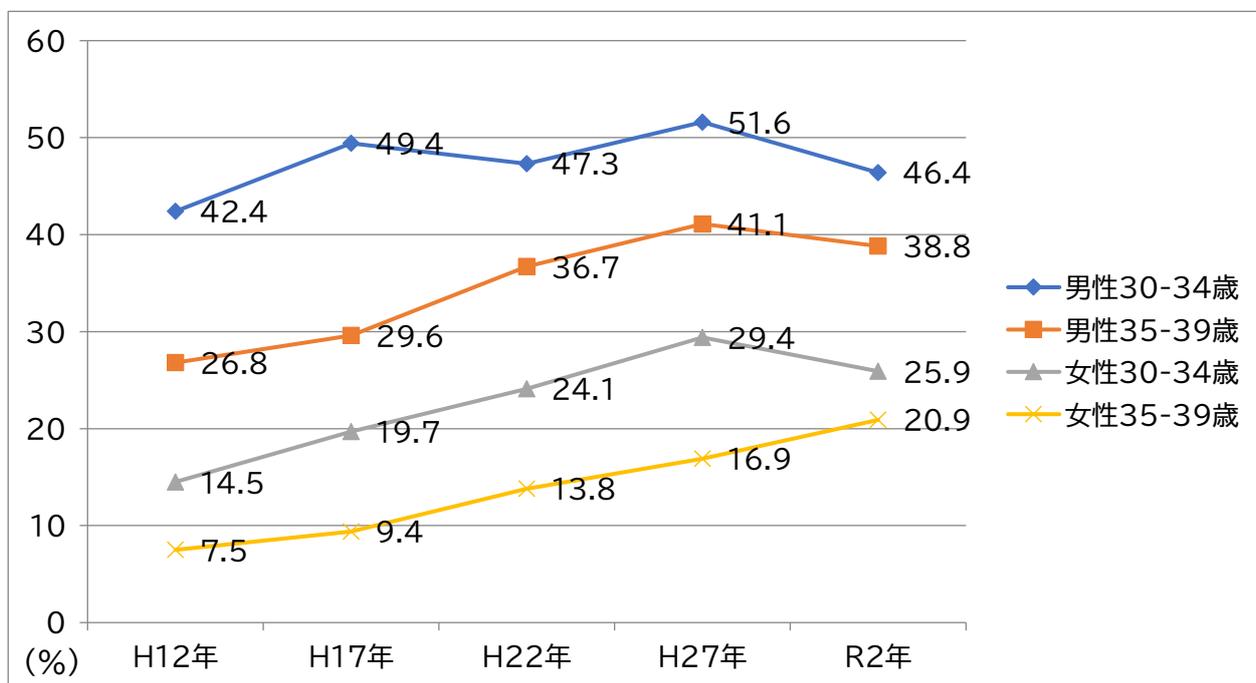


資料:福島県人口動態

○未婚率の推移

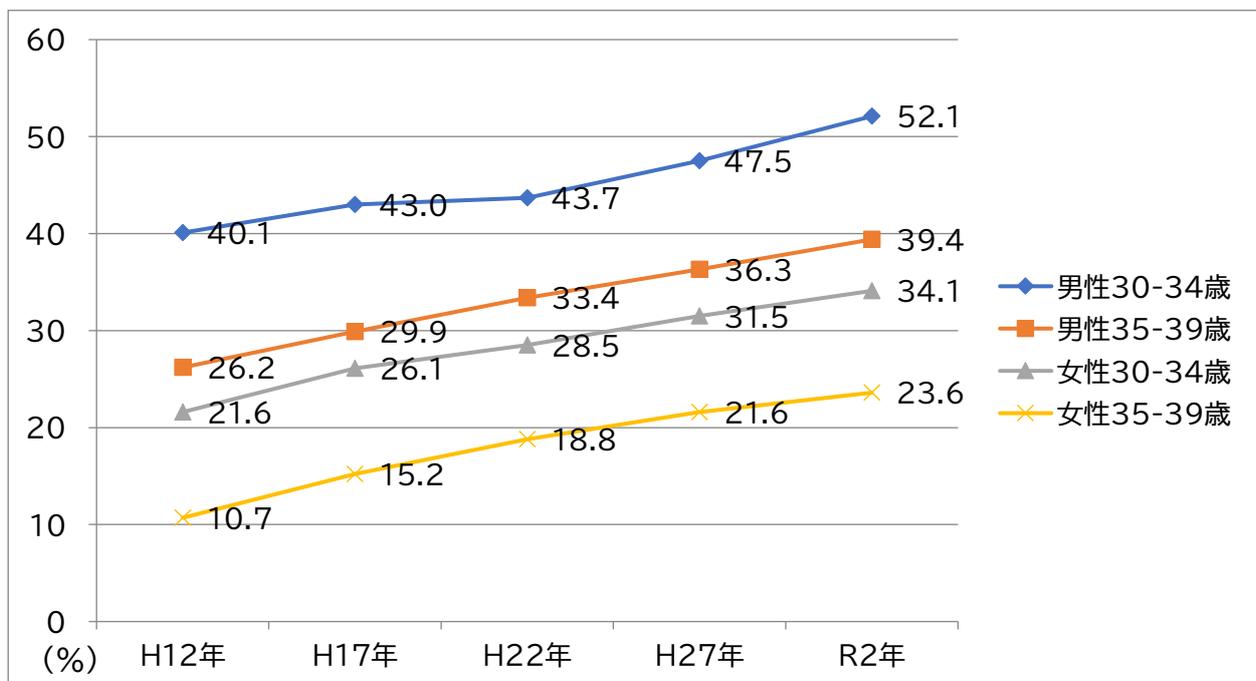
30歳代男女の未婚率をみると、本町では横ばいから緩やかな上昇が見られます。福島県では年々未婚率は上昇しています。

◇未婚率の推移(磐梯町)



資料:国勢調査

◇未婚率の推移(福島県)

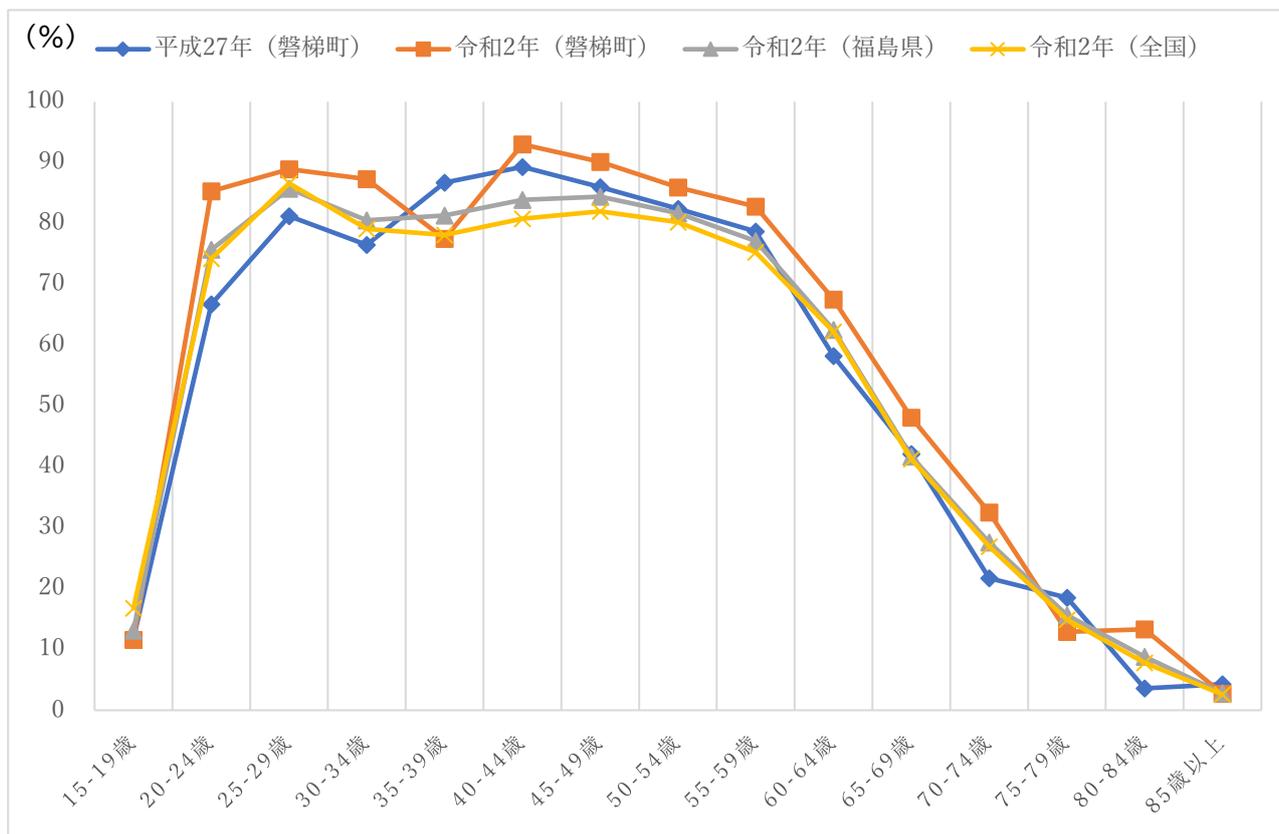


資料:国勢調査

## ○女性の労働力率

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります。令和2年の本町の女性の労働力率をみると、ほとんどの年代が平成27年より上昇傾向にあります。中でも20～70歳代については国及び県を上回る高い比率となっており、女性の就労が進んでいることがわかります。

## ◇女性の年齢階層別労働力率の推移



	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上
平成27年(磐梯町)	11.8	66.7	81.2	76.5	86.7	89.3	86.0	82.4	78.7	58.2	42.1	21.7	18.5	3.6	4.3
令和2年(磐梯町)	11.6	85.3	88.9	87.3	77.5	93.0	90.1	85.9	82.8	67.5	48.1	32.5	12.9	13.3	2.7
令和2年(福島県)	13.1	75.7	85.7	80.5	81.3	83.9	84.4	81.7	77.1	62.5	41.7	27.6	15.6	8.8	2.8
令和2年(全国)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.6

資料：国勢調査

## 2 アンケートから見る住民の現状・意向

令和6年7月に実施したアンケート調査結果の主なものを掲載します。

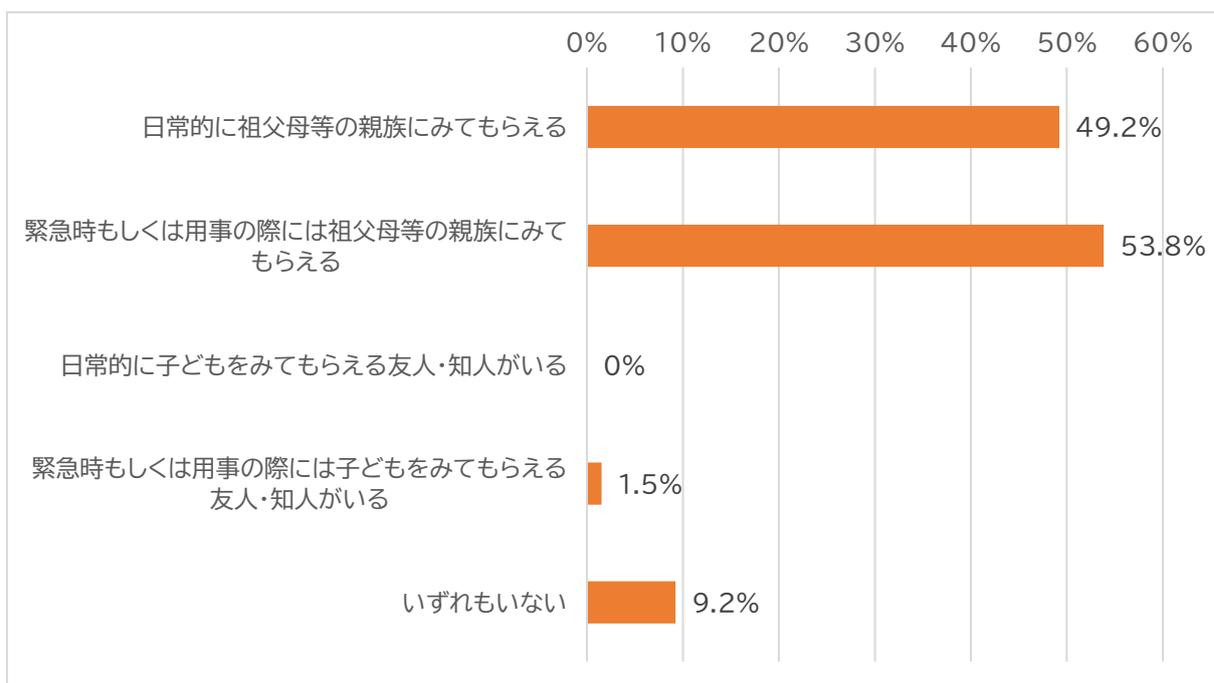
アンケート結果の見方は以下のとおりです。

- ① 今回の調査結果は、小数点第2位を四捨五入し、構成比率(パーセント)で小数点第1位までを表示している。
- ② アンケートの選択肢の語句が長い場合、本文中や表・グラフでは省略した表現を用いることがある。
- ③ 各設問の「N」は回答者数を表している。
- ④ 複数回答の設問についても、設問に対する回答者の総数(=当該設問全体の回答件数)を基数(N)とし、各選択肢を回答した件数の割合を算出している。回答は2つ以上ありうるため、合計は100を超えることがある。

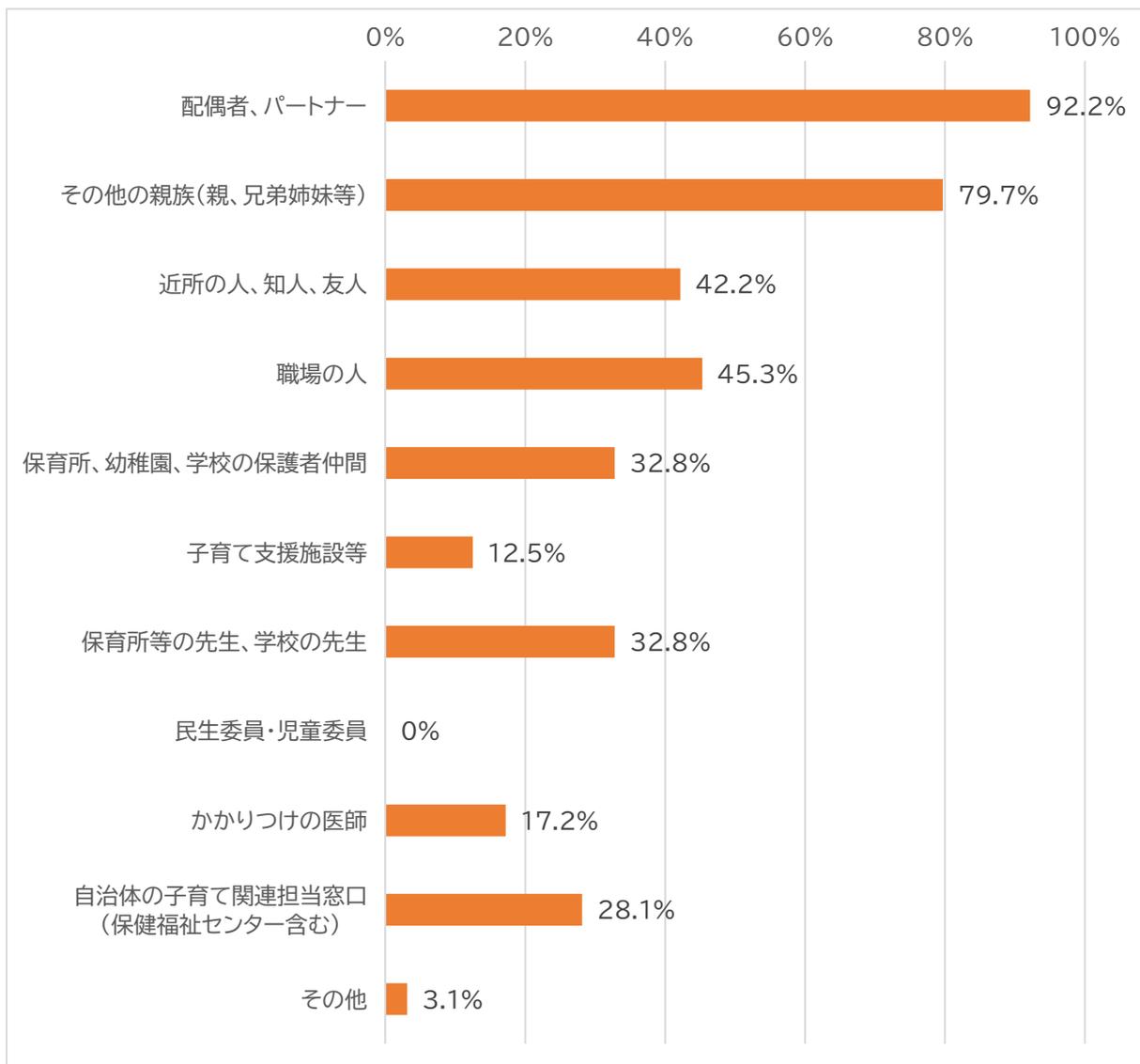
### 【未就学児保護者】

#### ◆ 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(N=65)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が53.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が49.2%となっています。



- ◆ お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(N=64)  
「配偶者、パートナー」が92.2%と最も高く、次いで「その他の親族(親、兄弟姉妹等)」が79.7%となっています。また「その他」として、SNS等の回答がありました。



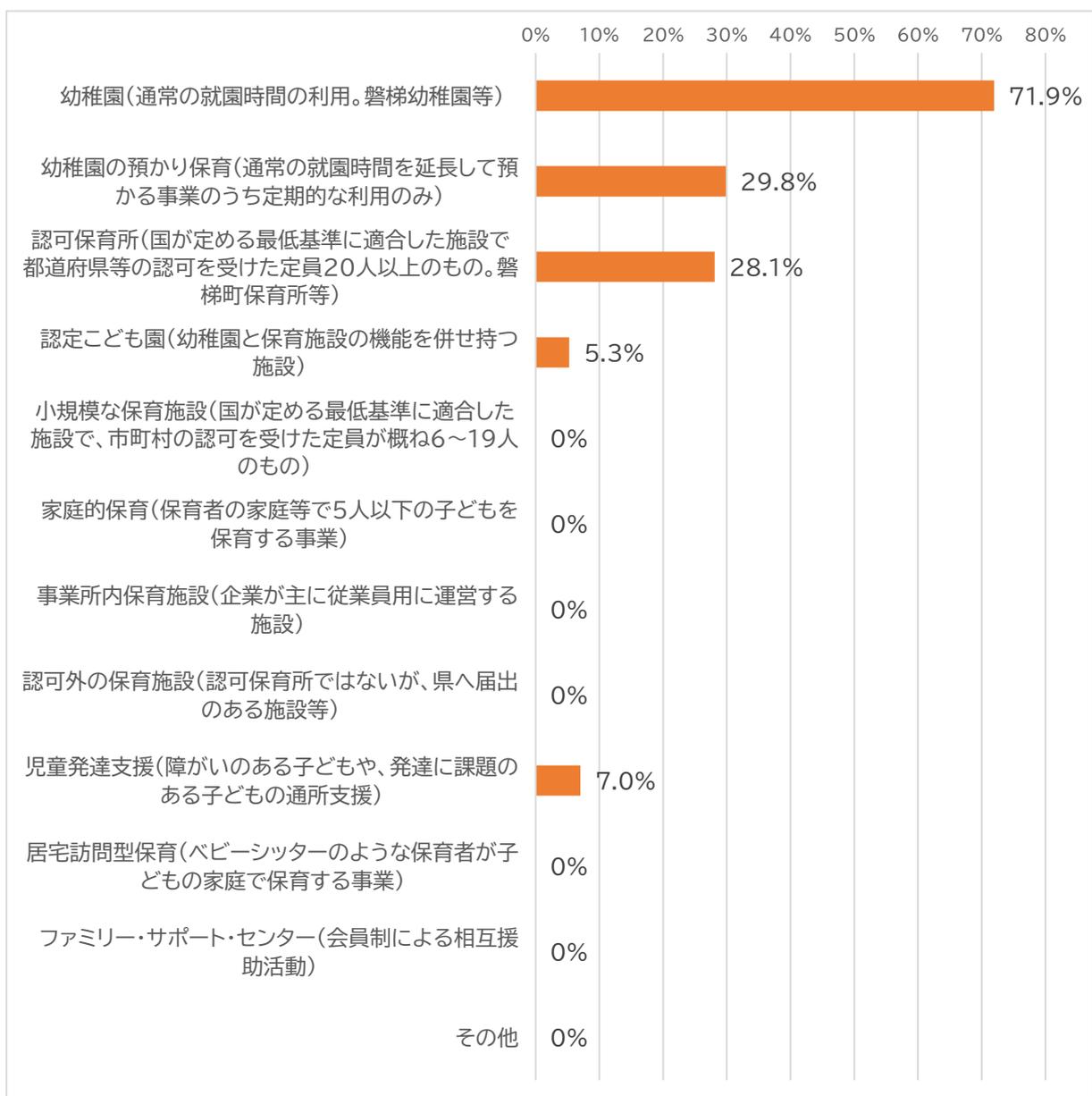
- ◆ あて名のお子さんは現在、平日に保育所や幼稚園等の「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。(N=66)

「利用している」が 86.4%となっています。



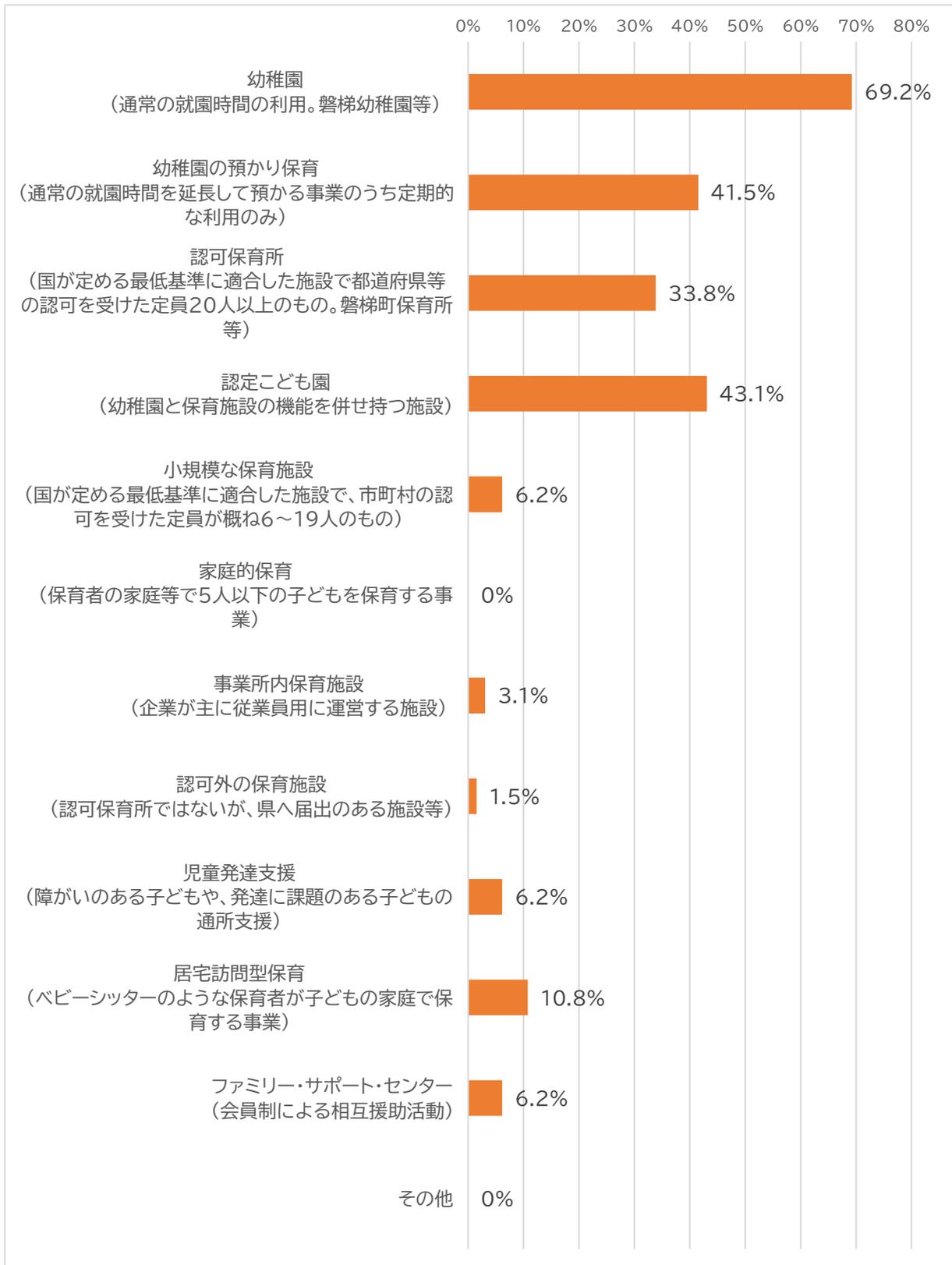
- ◆ あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(N=57)

「幼稚園(通常の就園時間の利用。警梯幼稚園等)」が 71.9%と最も高くなっています。



- ◆ 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(N=65)

「幼稚園(通常の就園時間の利用。警梯幼稚園等)」が69.2%と最も高く、次いで「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」が43.1%となっています。



◆ 町が開設に向けて準備を進めている認定こども園が開園した場合、入園を希望しますか？  
(N=62)

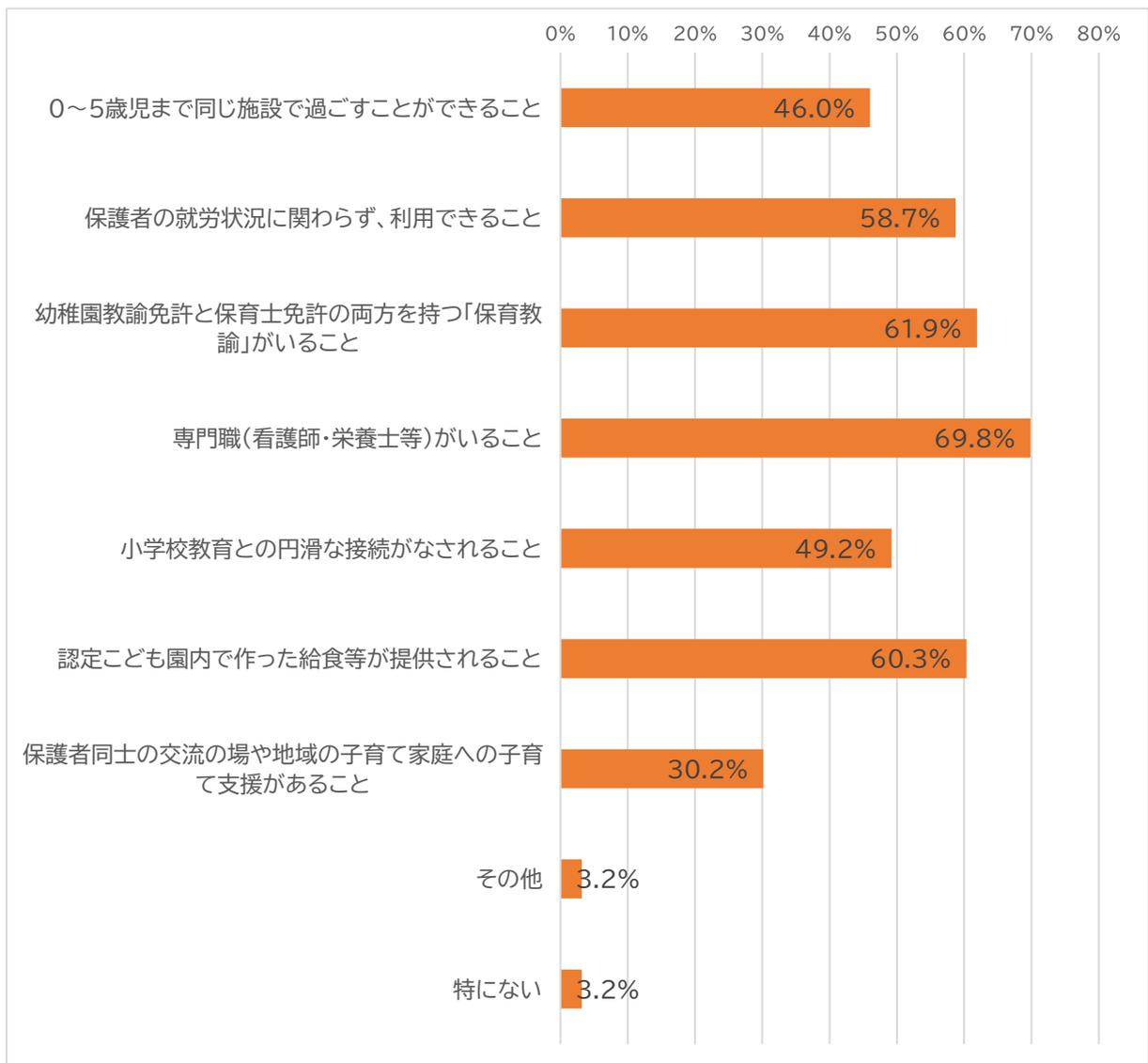
「希望する」が 69.4%と最も高く、次いで「わからない」が 25.8%となっています。



◆ 認定こども園に期待することは何ですか。(N=63)

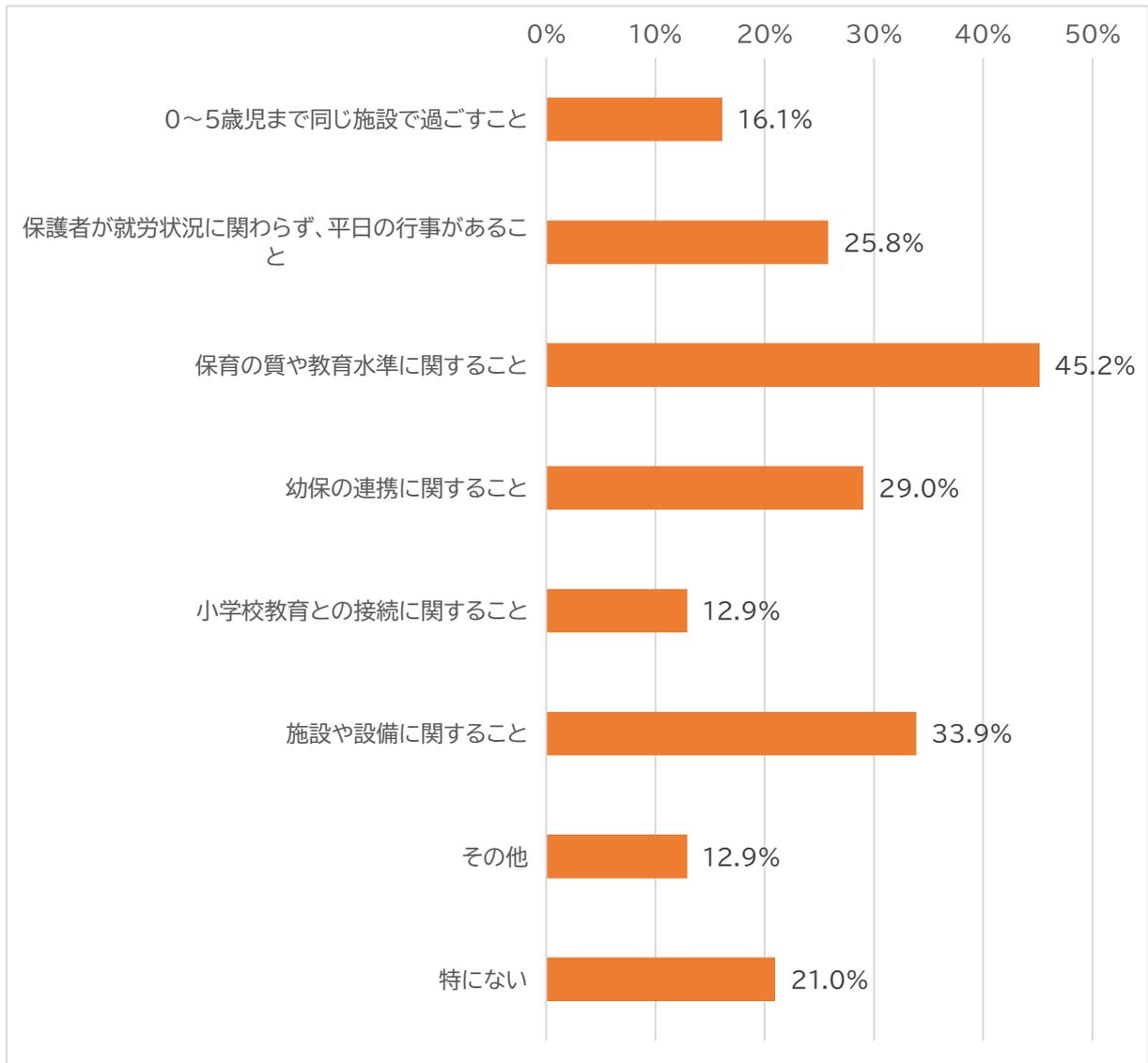
「専門職(看護師・栄養士等)がいること」が 69.8%と最も高く、次いで「幼稚園教諭免許と保育士免許の両方を持つ「保育教諭」がいること」が 61.9%、「認定こども園内で作った給食等が提供されること」が 60.3%となっています。

また「その他」として、地域住民との交流の場になること等の回答がありました。



◆ 認定こども園になることで不安なことは何ですか。(N=62)

「保育の質や教育水準に関すること」が 45.2%と最も高く、次いで「施設や設備に関すること」が 33.9%となっています。また「その他」として、教諭同士の連携や工事中の活動の制限と安全性等の回答がありました。



◆ 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

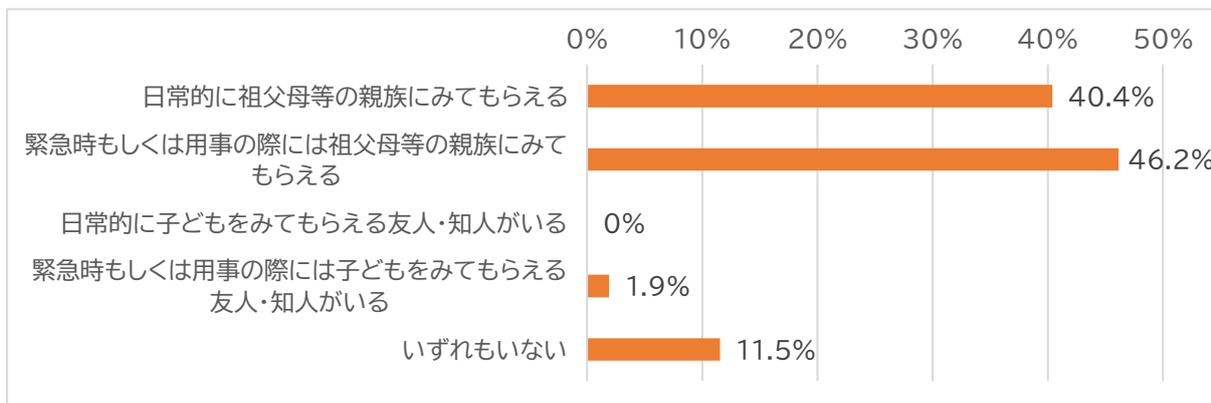
各事業ともに知ってはいるものの「これまでに利用したことがない」の割合が高くなりました。また「今後必要があれば利用したい」もほとんどの事業で高い割合となっています。

事業名 (N=A,B,C)	A		B		C	
	知っている	知らない	これまでに利用したことがある	これまでに利用したことがない	今後必要があれば利用したい	今後利用する必要はない
① 磐梯ネウボラセンター (妊娠・出産・子育ての相談窓口、キッズふれあい広場) (N=61, 65, 61)	98.4%	1.6%	86.2%	13.8%	83.6%	16.4%
② 地域学校協働活動 (ほうかごあそぼーよ会等) (N=64,62,62)	32.8%	67.2%	19.4%	80.6%	83.9%	16.1%
③ まなびときばんだい (N=64,60,61)	50.0%	50.0%	10.0%	90.0%	86.9%	13.1%
④ ばんだいっ子クラブ (N=64,60,61)	42.2%	57.8%	8.3%	91.7%	82.0%	18.0%
⑤ 体調不良児支援事業 (N=64,60,62)	56.3%	43.8%	5.0%	95.0%	69.4%	30.6%
⑥ 子育て電話相談(保育所) (N=64,59,63)	20.3%	79.7%	0%	100%	46.0%	54.0%
⑦ 子育てガイドブック (町のホームページに掲載) (N=65,59,62)	53.8%	46.2%	18.6%	81.4%	69.4%	30.6%
⑧ 磐梯弘報、町のホームページ (子育て関連) (N=62,58,59)	74.2%	25.8%	34.5%	65.5%	76.3%	23.7%
⑨ 生活保護、児童扶養手当、 就学援助(N=65,59,61)	72.3%	27.7%	32.2%	67.8%	62.3%	37.7%
⑩ 障がい児相談支援・ 障がい福祉サービス (N=65,59,59)	53.8%	46.2%	11.9%	88.1%	57.6%	42.4%

## 【小学生保護者】

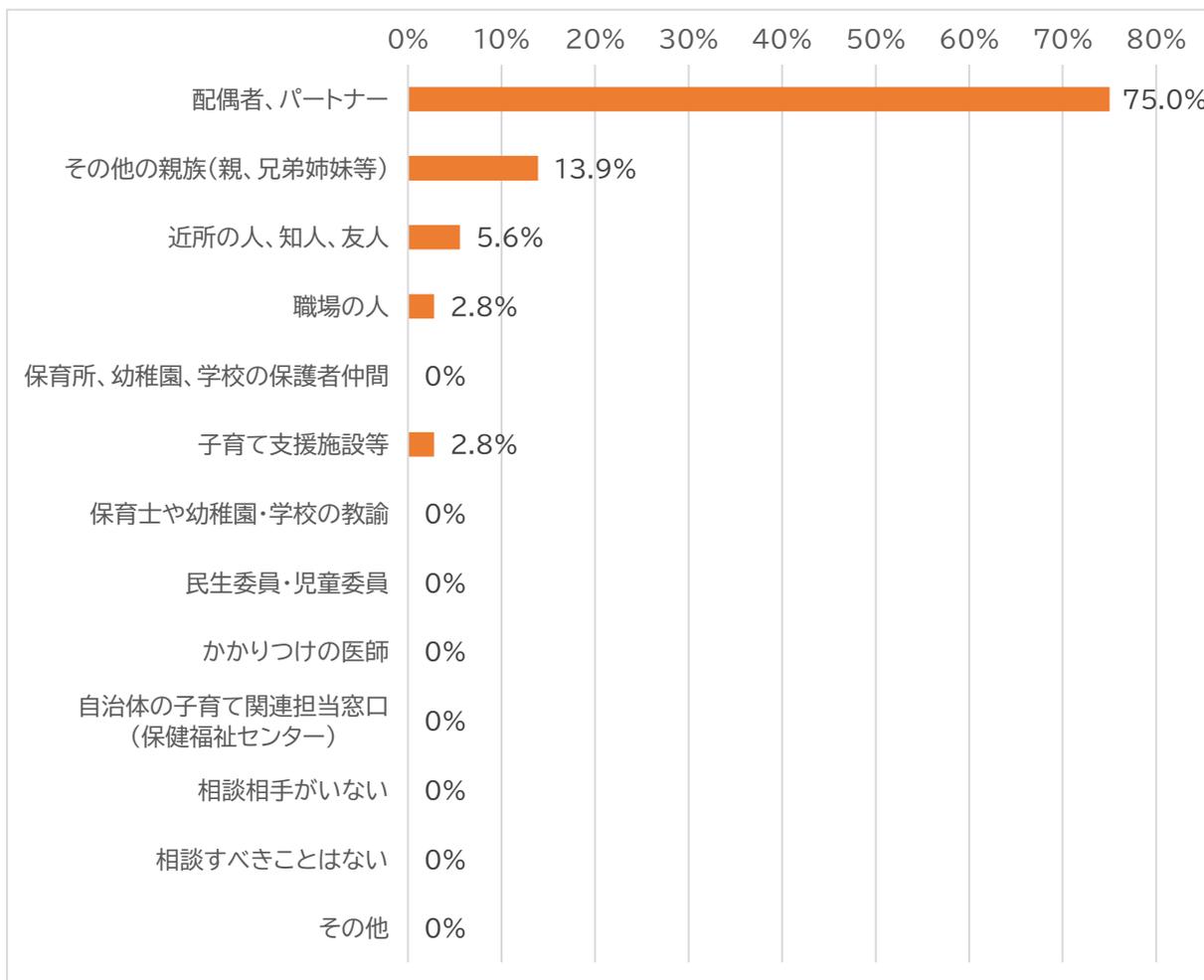
### ◆ 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。(N=52)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 46.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 40.4%と、祖父母等の親族に見てもらうことができる家庭が約 9割となっています。



### ◆ お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。(N=36)

「配偶者、パートナー」が 75.0%と最も多く、次いで「その他の親族(親、兄弟姉妹等)」が 13.9%となっています。



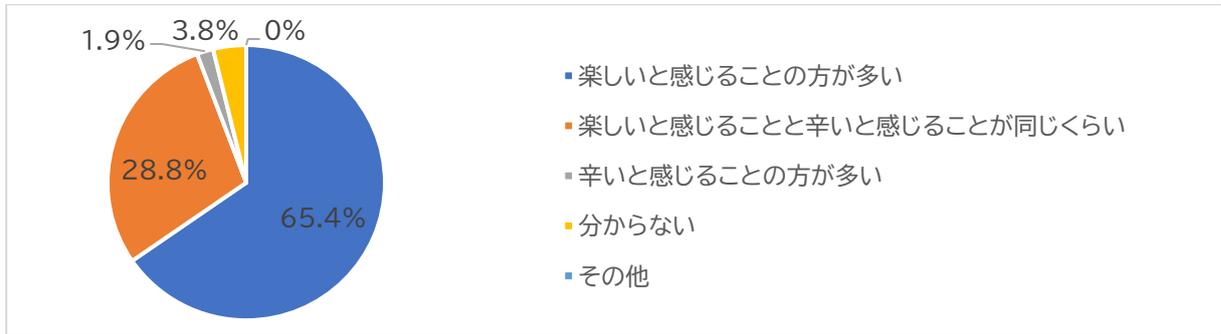
- ◆ 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

各事業ともに知っているものの「これまでに利用したことがない」の割合が高くなりました。また「今後必要があれば利用したい」もほとんどの事業で高い割合となっています。

事業名 (N=A,B,C)	A		B		C	
	知っている	知らない	これまでに利用したことがある	これまでに利用したことがない	今後必要があれば利用したい	今後利用する必要はない
① 磐梯ネウボラセンター (妊娠・出産・子育ての相談窓口、キッズふれあい広場) (N=52,49,49)	88.5%	11.5%	67.3%	32.7%	67.3%	32.7%
② 地域学校協働活動 (ほうかごあそびよ会等) (N=51,49,51)	78.4%	21.6%	40.8%	59.2%	84.3%	15.7%
③ まなびときばんだい (N=50,50,51)	96.0%	4.0%	38.0%	62.0%	86.3%	13.7%
④ ばんだいっ子クラブ (N=50,48,49)	94.0%	6.0%	31.3%	68.8%	79.6%	20.4%
⑤ 体調不良児支援事業 (N=51,49,50)	94.1%	5.9%	8.2%	91.8%	78.0%	22.0%
⑥ 子育て電話相談(保育所) (N=51,49,51)	33.3%	66.7%	0%	100%	31.4%	68.6%
⑦ 子育てガイドブック (町のホームページに掲載) (N=51,49,51)	52.9%	47.1%	10.2%	89.8%	68.6%	31.4%
⑧ 磐梯弘報、町のホームページ (子育て関連) (N=50,48,50)	86.0%	14.0%	43.8%	56.3%	84.0%	16.0%
⑨ 生活保護、児童扶養手当、 就学援助 (N=50,48,49)	90.0%	10.0%	27.1%	72.9%	69.4%	30.6%
⑩ 障がい児相談支援・ 障がい福祉サービス (N=50,48,48)	60.0%	40.0%	8.3%	91.7%	58.3%	41.7%

- ◆ あなたは、自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。(N=52)

「楽しいと感じることが多い」が 65.4%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 28.8%となっています。



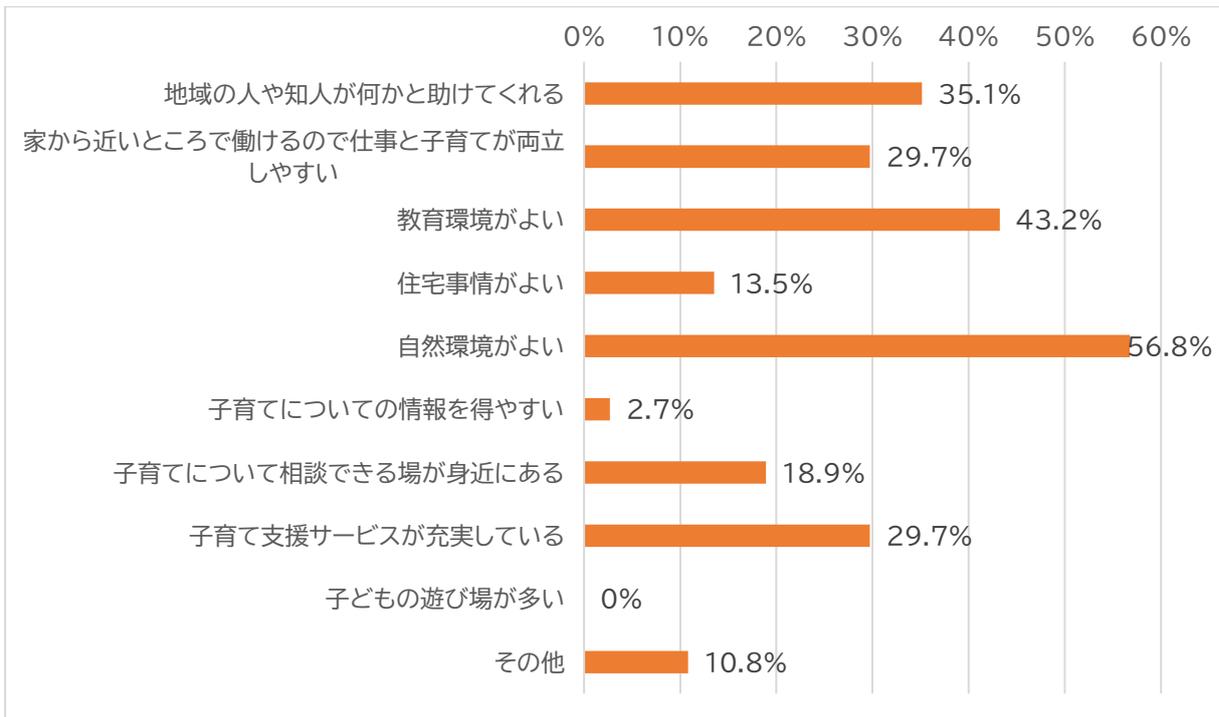
- ◆ 磐梯町は子育てをしやすい町だと思いますか。(N=52)

「どちらかといえばそう思う」が 44.2%と最も高く、次いで「そう思う」の 26.9%となっています。



◆ 前問で「1・2」(そう思う)を選択した方のみご回答ください。その理由は何ですか。(N=37)

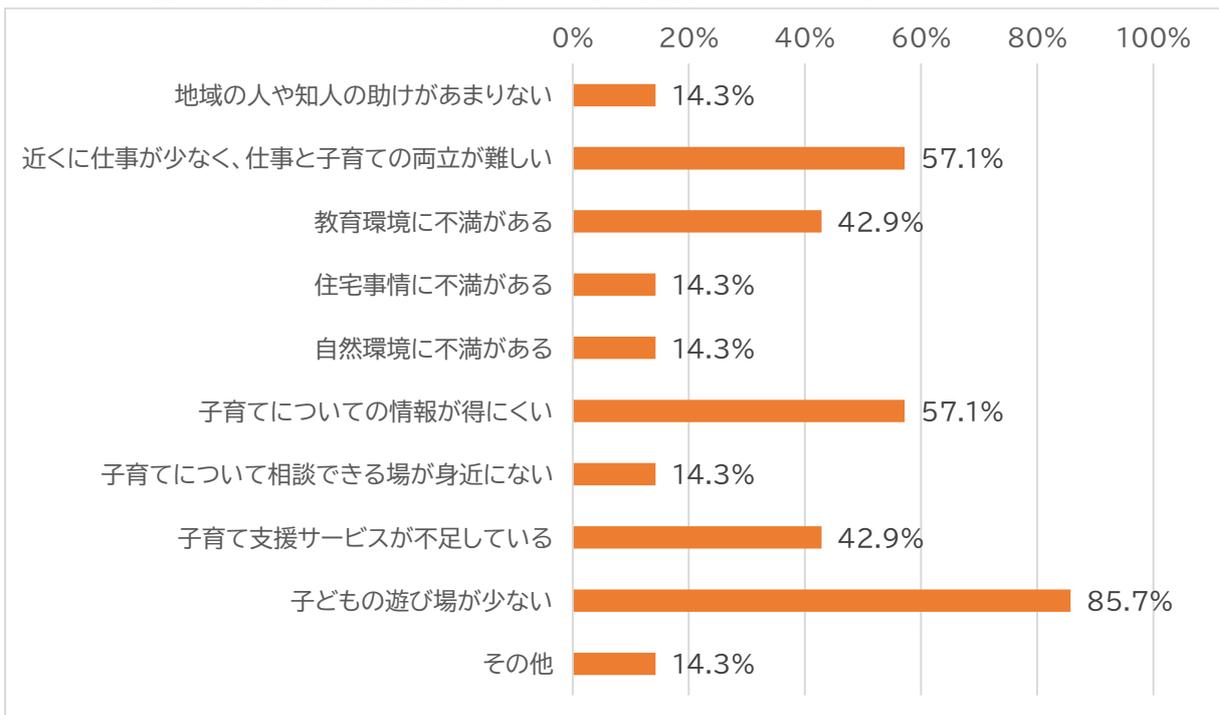
「自然環境がよい」が 56.8%と最も高く、次いで「教育環境がよい」が 43.2%となっています。また「その他」には、祝金等があること等の回答がありました。



◆ 前々問で「3・4」(そう思わない)を選択した方のみご回答ください。その理由は何ですか。(N=7)

「子どもの遊び場が少ない」が 85.7%と最も高く、次いで「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立が難しい」と「子育てについての情報が得にくい」が、それぞれ 57.1%となっています。

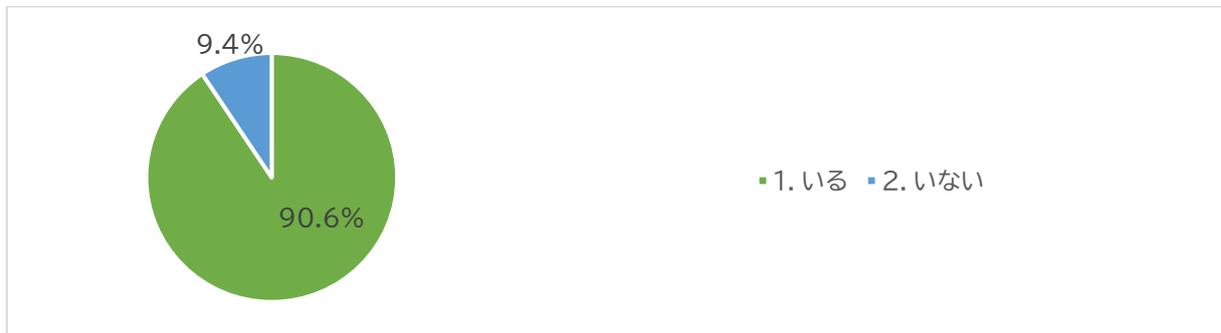
またその他には、習い事の選択肢の少なさ等の回答がありました。



## 【小学生本人】

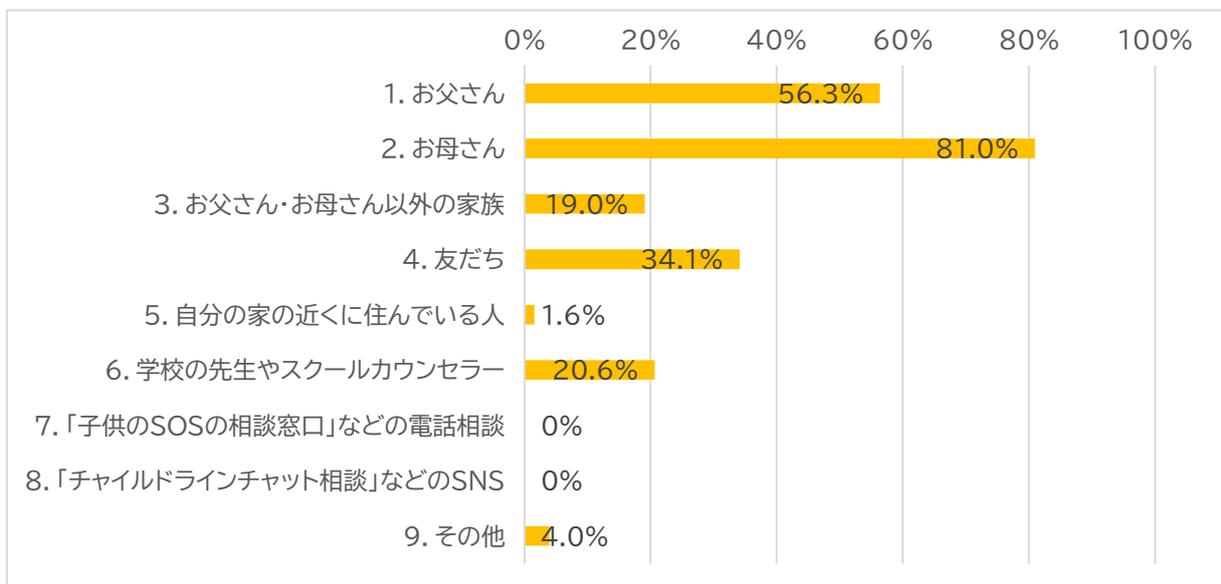
### ◆ あなたが困ったときに相談できる人(場所)はいますか。(N=139)

「いる」が 90.6%となっています。



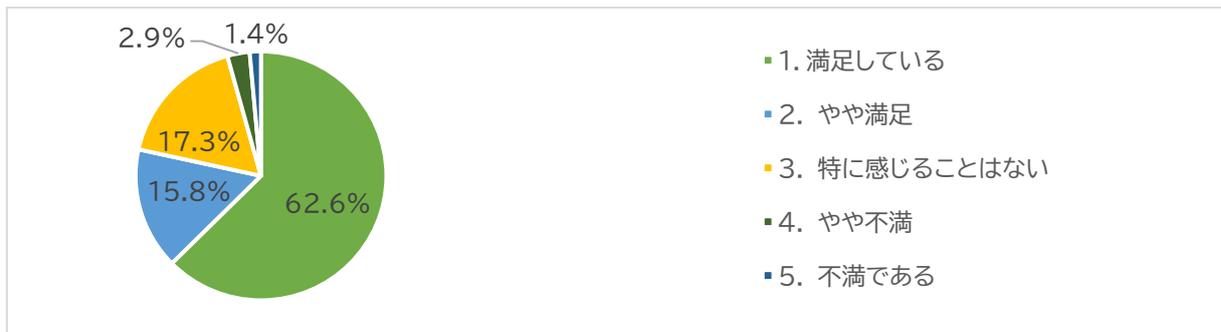
### ◆ あなたが困ったときに相談できる先は、誰(どこ)ですか。(N=126)

「お母さん」が 81.0%と最も高く、次いで「お父さん」が 56.3%となっています。



### ◆ 学校が終わった後の過ごし方(居場所)について、どのように感じていますか。(N=139)

「満足している」が 62.6%と最も高く、次いで「特に感じることはない」が 17.3%となっています。



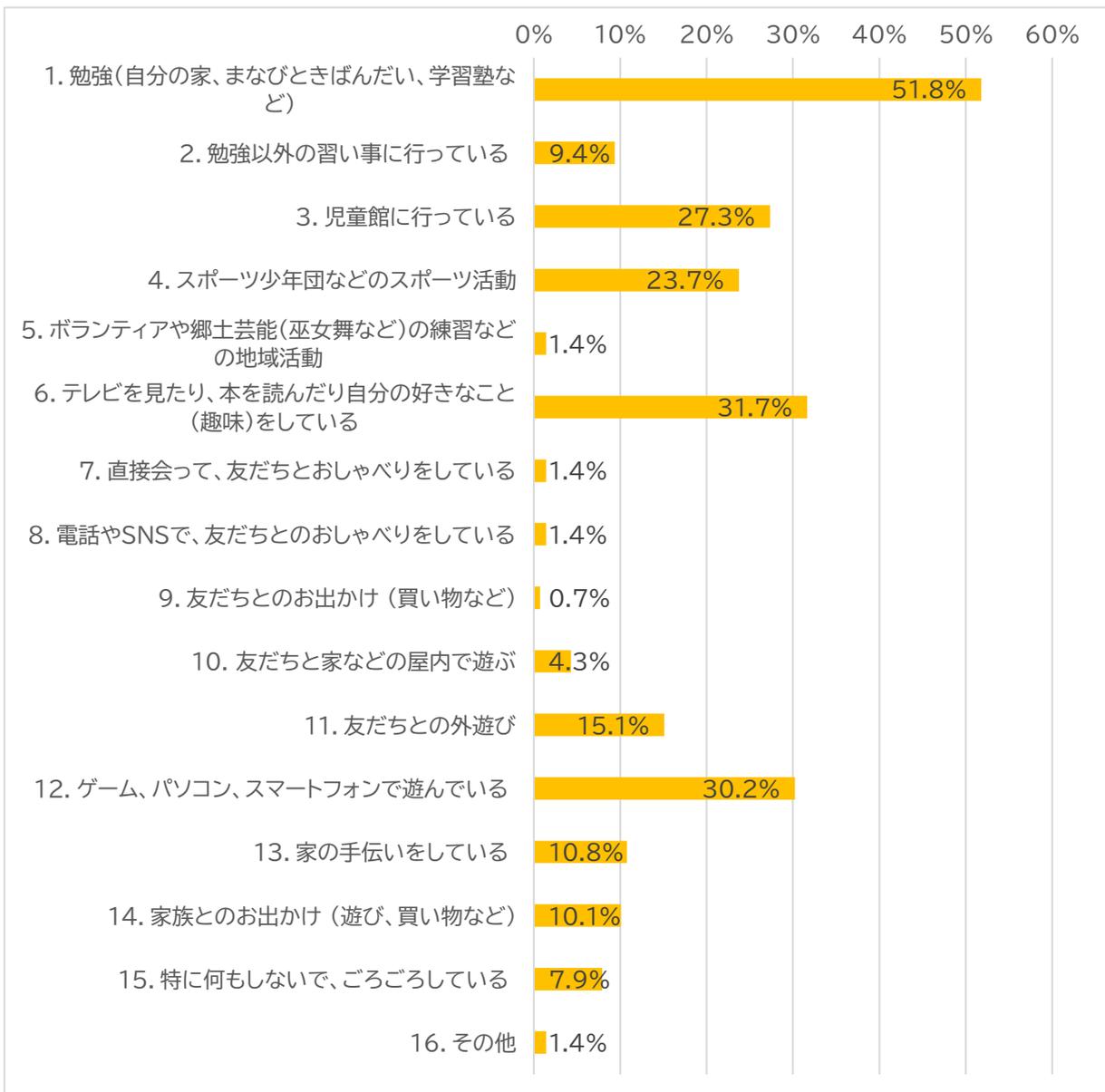
◆ 学校が休みの日の過ごし方(居場所)について、どのように感じていますか。(N=139)

「満足している」が 68.3%と最も高く、次いで「やや満足」が 19.4%となっています。「満足している」と「やや満足」が約 9 割を占めています。



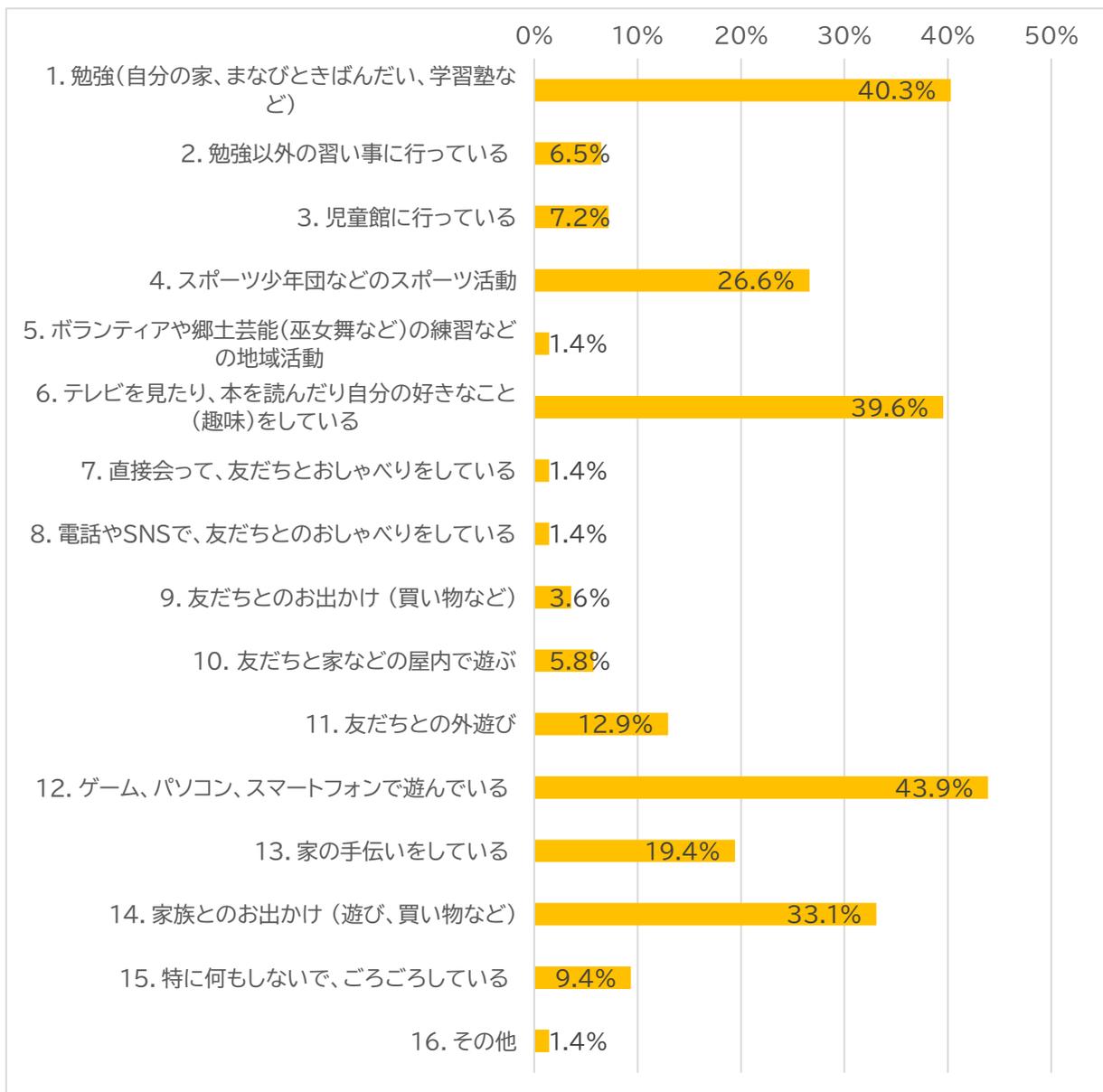
◆ あなたは学校が終わった後は、どのようにして過ごすことが多いですか。(N=139)

「勉強(自分の家、まなびときばんだい、学習塾など)」が 51.8%と最も高く、次いで「テレビを見たり、本を読んだり自分の好きなこと(趣味)をしている」が 31.7%となっています。

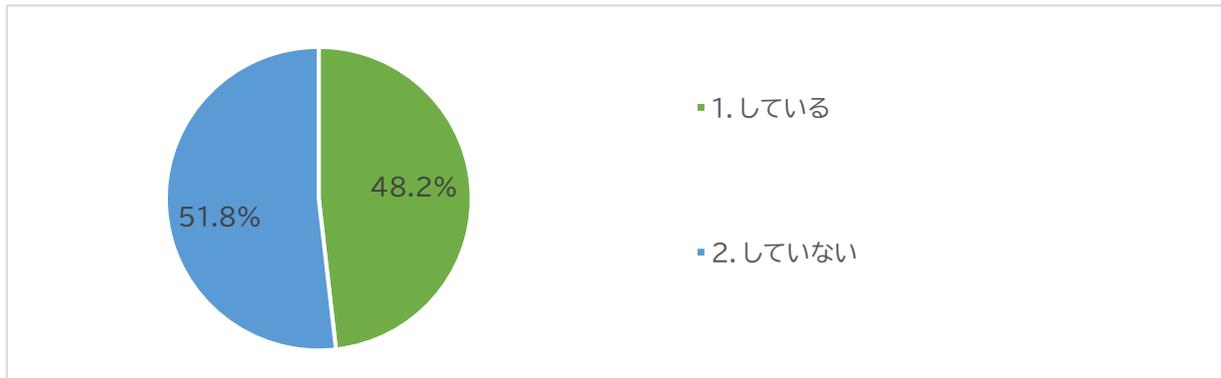


◆ あなたは学校が休みの日は、どのようにして過ごすことが多いですか。(N=139)

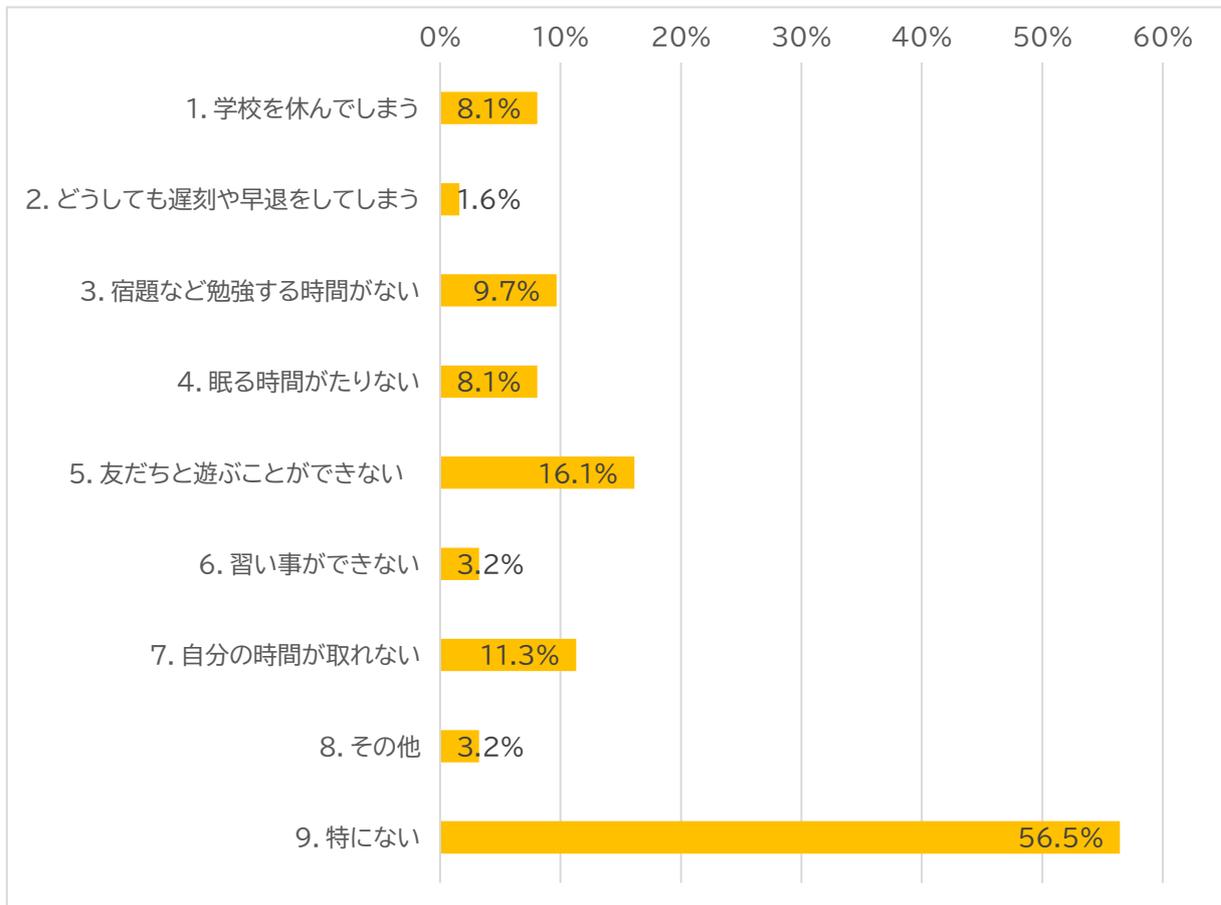
「ゲーム、パソコン、スマートフォンで遊んでいる」が 43.9%と最も高く、次いで「勉強(自分の家、まなびときばんだい、学習塾など)」が 40.3%、「テレビを見たり、本を読んだり自分の好きなこと(趣味)をしている」が 39.6%となっています。



- ◆ あなたは大人の代わりに家族のお世話やお手伝いをしていますか。「お世話やお手伝い」とは、ここではおとなが行うような家事や家族のお世話をするを指します)(N=139)  
「していない」が 51.8%と高く、次いで「している」が 48.2%となっています。



- ◆ お世話をしていることで、以下のような経験をしたことはありますか。(N=62)  
「特にない」が 56.5%である一方で、「友だちと遊ぶことができない」が 16.1%、「自分の時間が取れない」が 11.3%となっています。



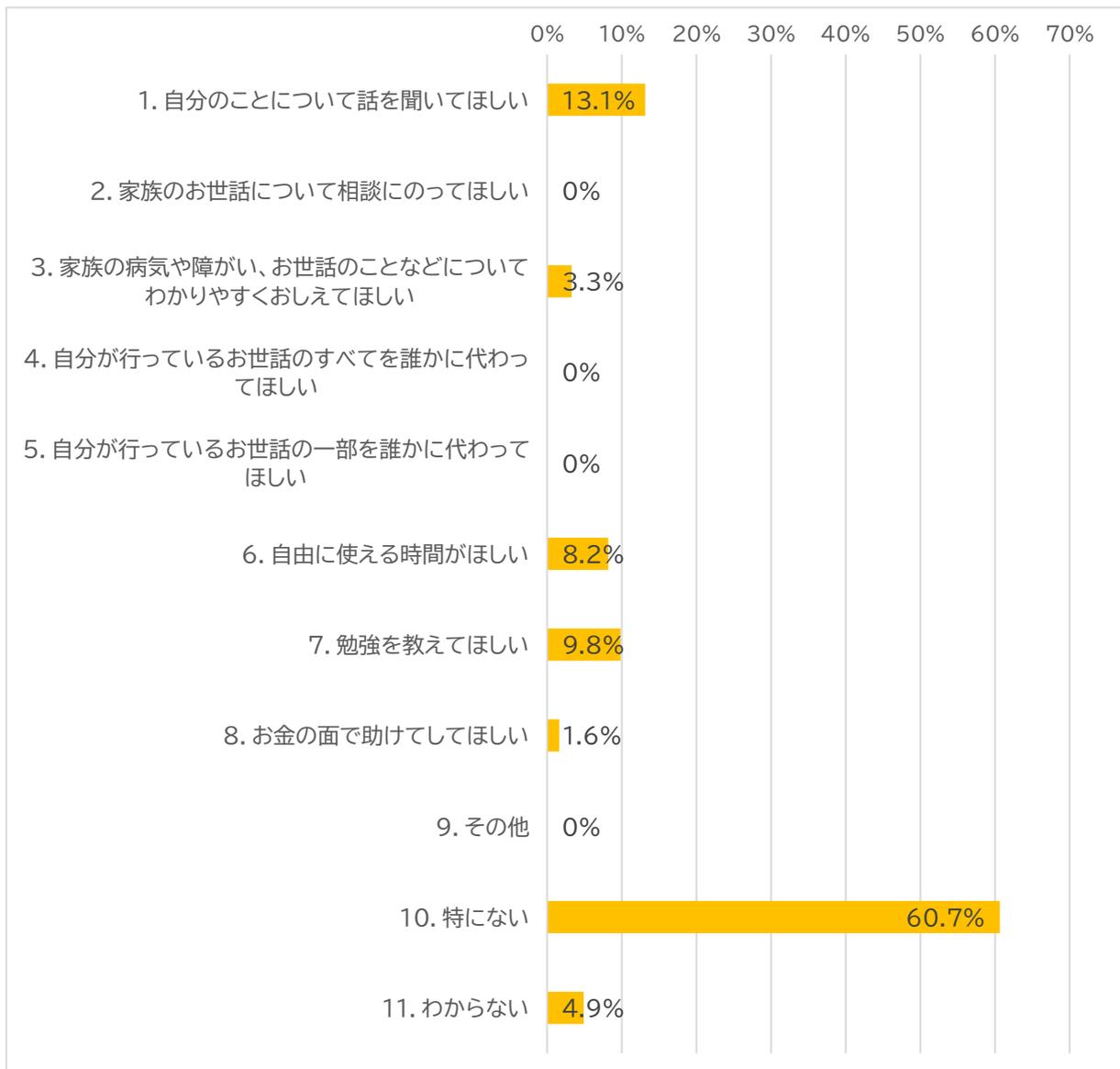
◆ あなたがお世話をしている家族のことや、お世達の悩みを聞いてくれる人はいますか。  
(N=63)

「いる」が 82.5%、「いない」が 17.5%となっています。



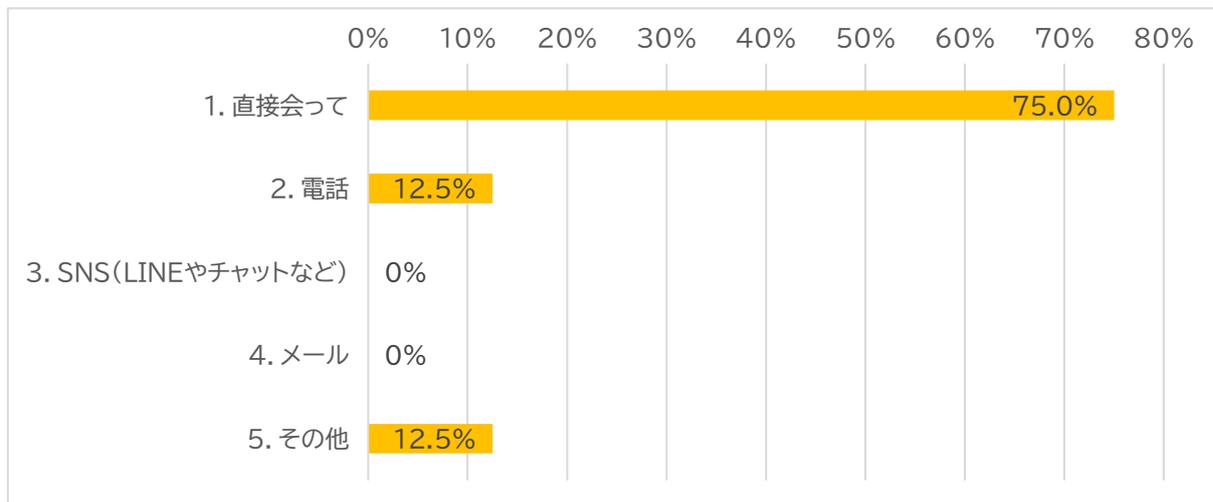
◆ 学校の先生や周りの大人にしてもらいたいことはありますか。(N=61)

「特にない」が 60.7%である一方で、「自分のことについて話を聞いてほしい」が 13.1%、「勉強を教えてほしい」が 9.8%、「自由に使える時間がほしい」が 8.2%となっています。



- ◆ 前問で「1. 自分のことについて話を聞いてほしい」「2. 家族のお世話について相談にのってほしい」と回答した人にお聞きします。どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。(N=8)

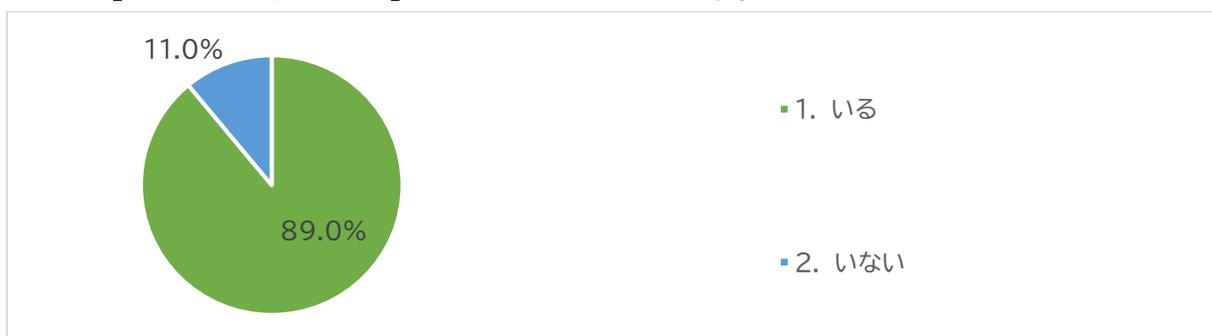
前問で「話を聞いたり相談にのったりしてほしい」と回答した子どもが回答し、「直接会って」が75.0%、「電話」が12.5%となっています。



## 【中・高校生年代本人】

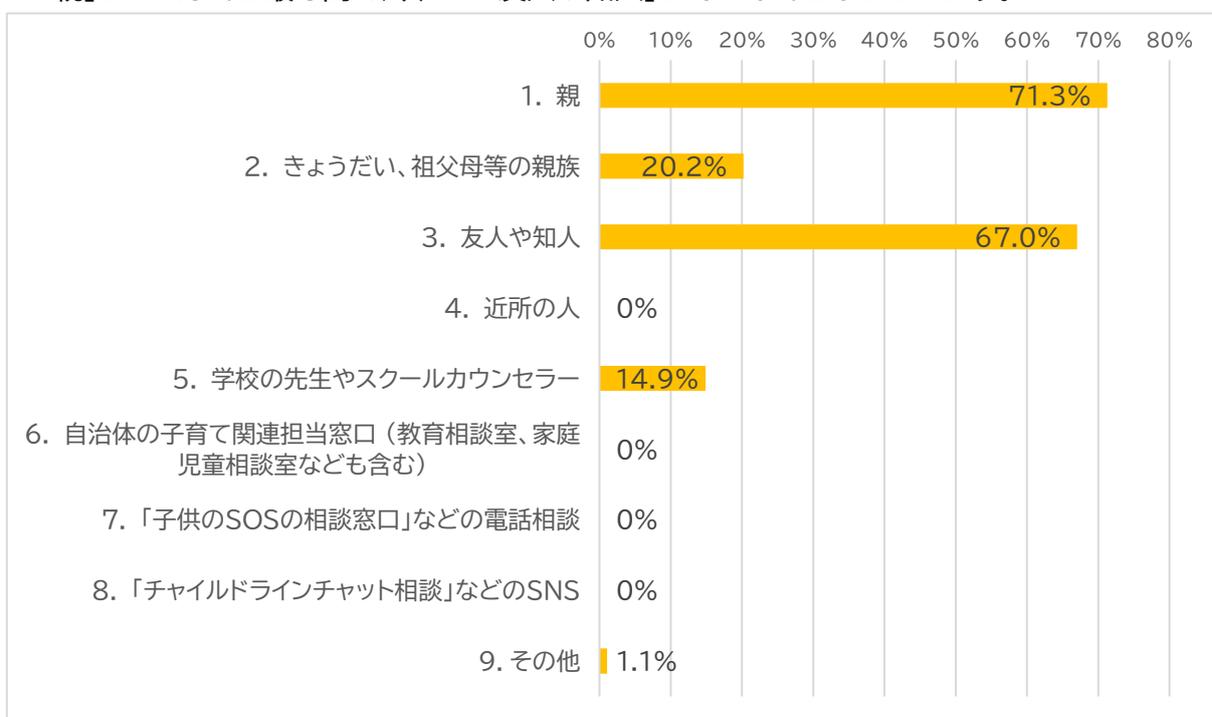
### ◆ 気軽に相談できる人(場所)はいますか。(N=109)

「いる」が 89.0%、「いない」が 11.0%となっています。



### ◆ 気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(N=94)

「親」が 71.3%と最も高く、次いで「友人や知人」が 67.0%となっています。

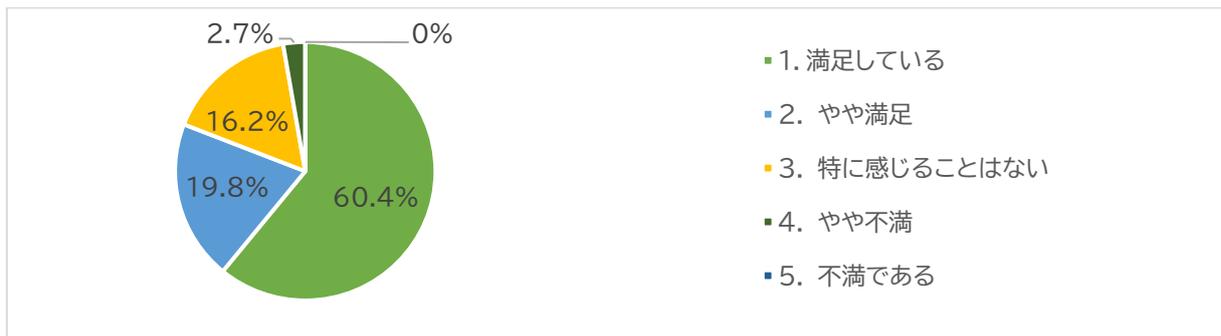


### ◆ 放課後の過ごし方(居場所)について、どのように感じていますか。(N=111)

「満足している」が 51.4%と最も高く、次いで「やや満足」が 24.3%となっています。

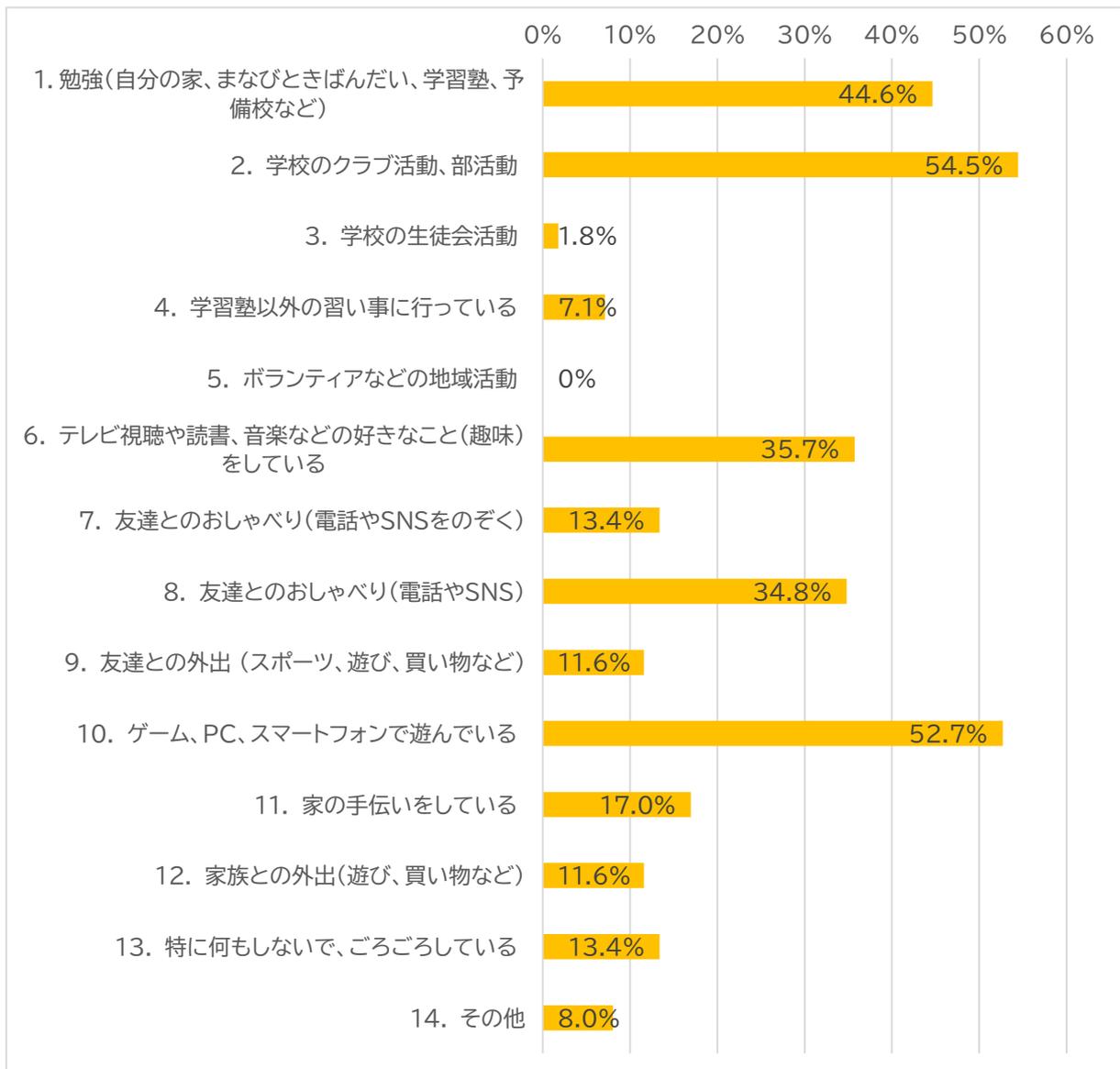


- ◆ 学校が休みの日の過ごし方(居場所)について、どのように感じていますか。(N=111)  
「満足している」が 60.4%と最も高く、次いで「やや満足」が 19.8%となっています。



- ◆ あなたは放課後は、どのようにして過ごすことが多いですか。(N=112)  
「学校のクラブ活動、部活動」が 54.5%と最も高く、次いで「ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる」が 52.7%、「勉強(自宅、まなびときばんだい、学習塾、予備校など)」が 44.6%となっています。

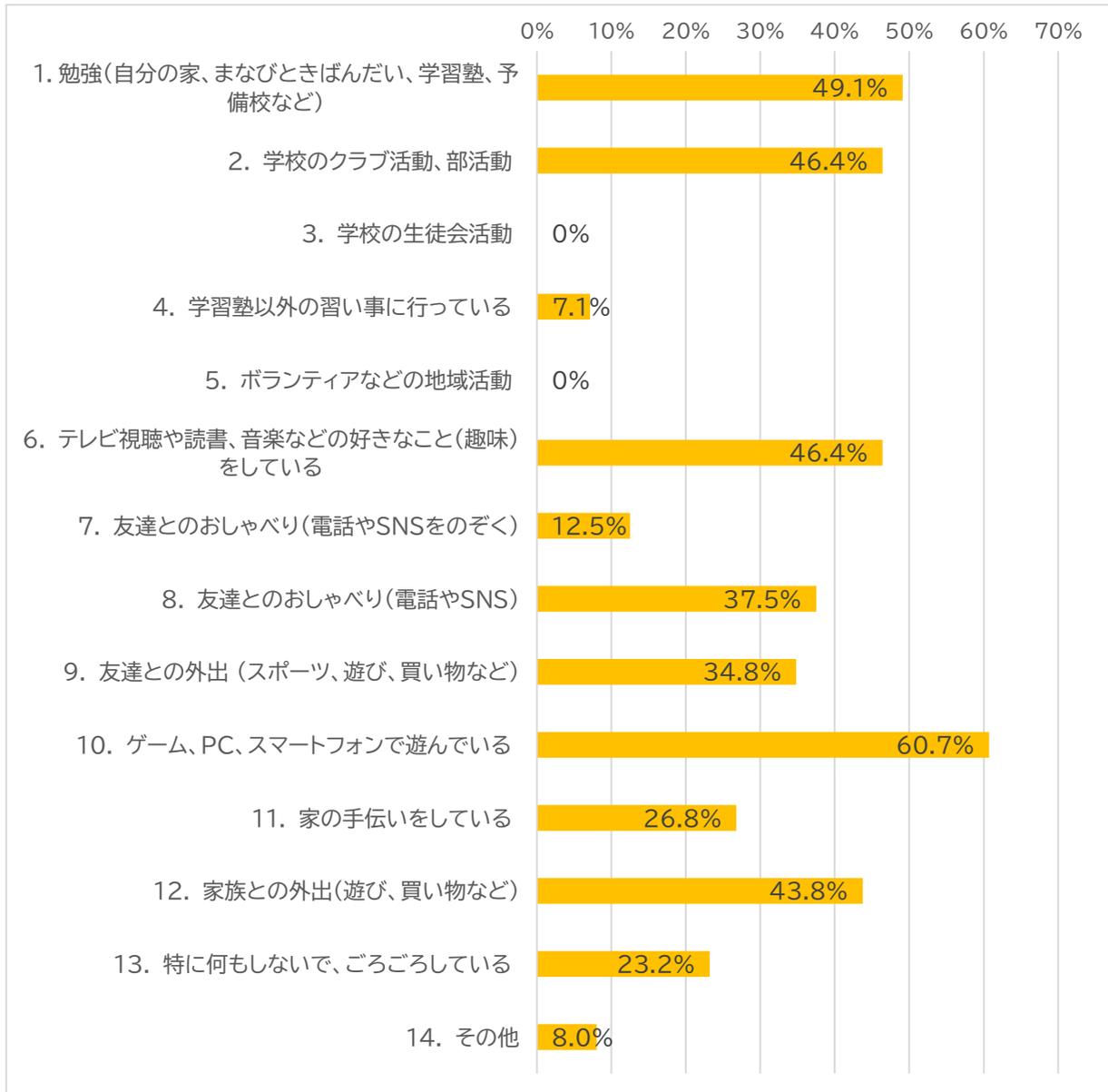
また「その他」には YouTube 撮影やクラブチームの活動、アルバイト等の回答がありました。



◆ あなたは学校が休みの日は、どのようにして過ごすことが多いですか。(N=112)

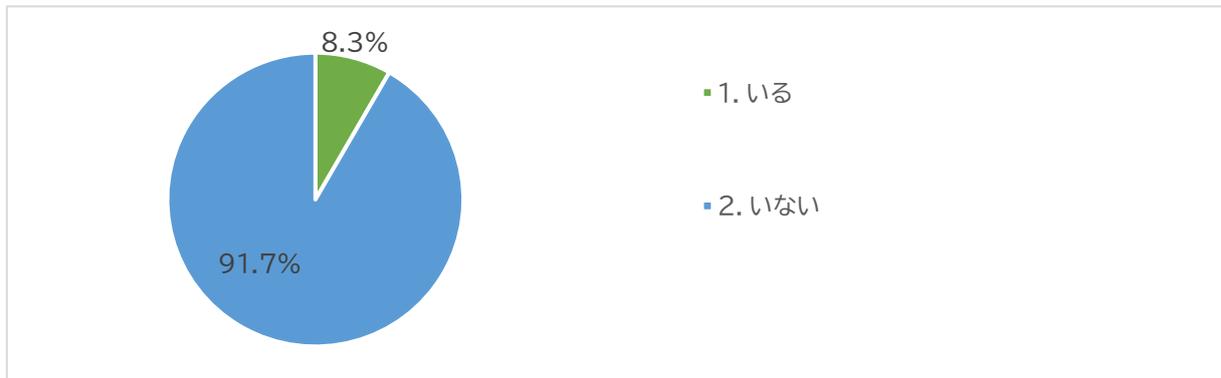
「ゲーム、PC、スマートフォンで遊んでいる」が 60.7%と最も高く、次いで「勉強(自宅、まなびときばんだい、学習塾、予備校など)」が49.1%、「学校のクラブ活動、部活動」と「テレビ視聴や読書、音楽などの好きなこと(趣味)をしている」が46.4%となっています。

また「その他」には YouTube 撮影やクラブチームの活動、アルバイト等の回答がありました。



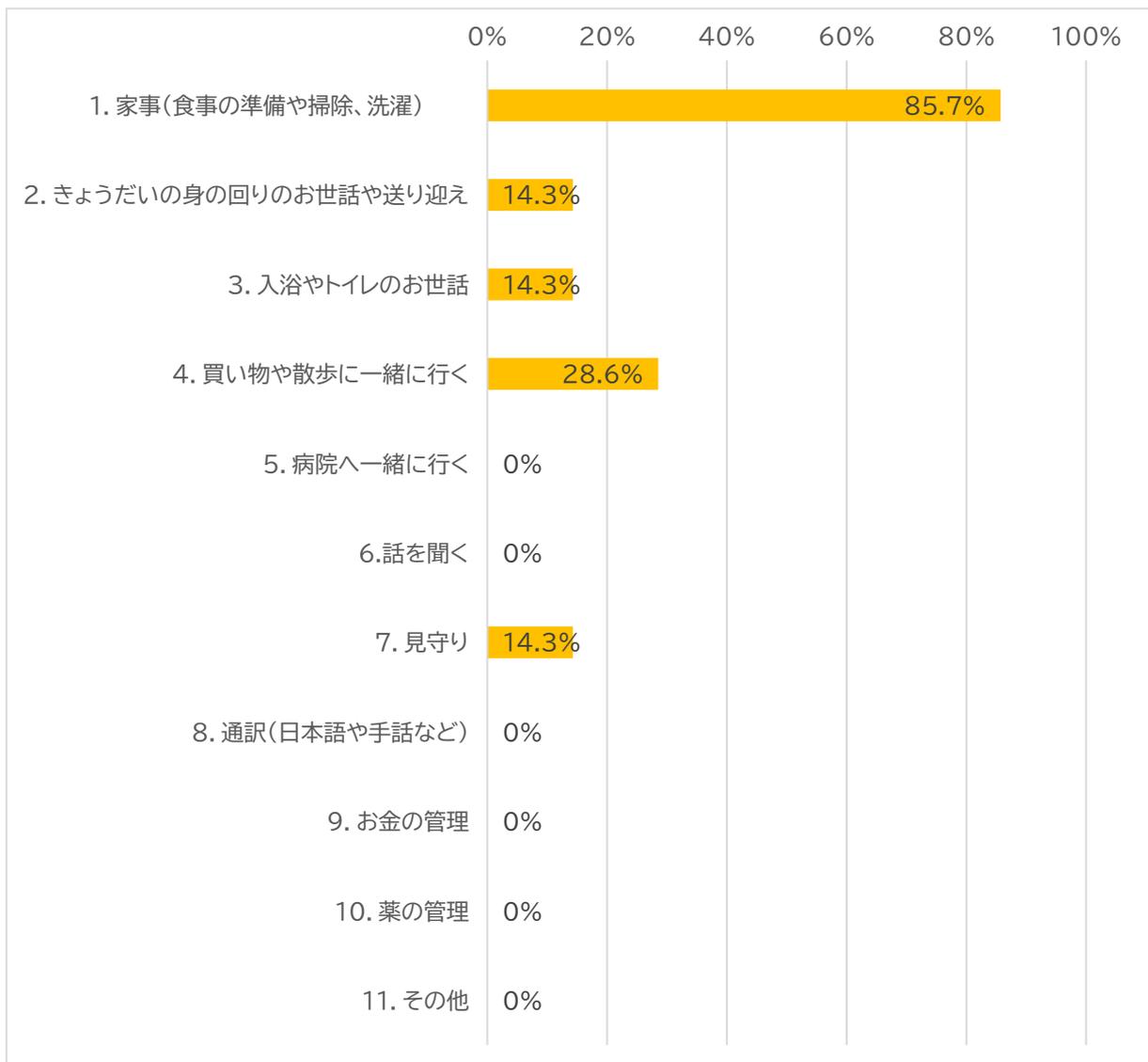
- ◆ 家族の中にあなたが(大人の代わりに)お世話やお手伝いをしている人はいますか。  
(ここで「お世話やお手伝い」とは、病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなどのお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家事のことを指します。)(N=108)

「いない」が 91.7%となっており、「いる」が 8.3%となっています。



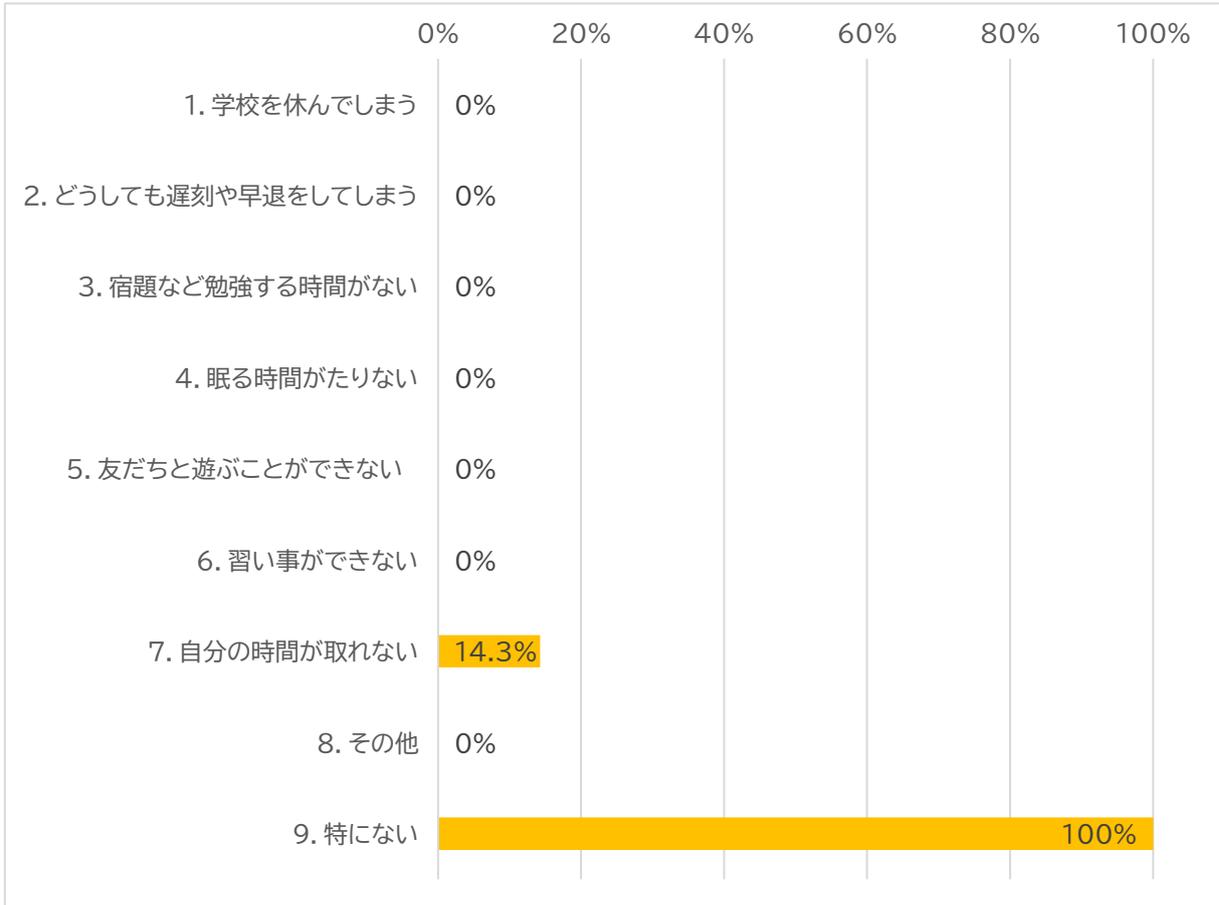
- ◆ あなたはどのようなお世話やお手伝いをしていますか。(N=7)

「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が 85.7%と最も高く、次いで「買い物や散歩と一緒にいく」が 28.6%となっています。



◆ お世話をしていることで、以下のような経験をしたことはありますか。(N=7)

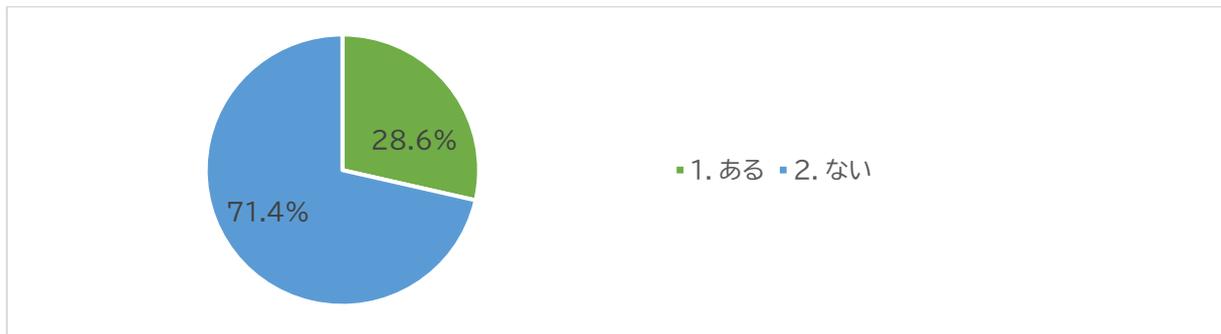
「特にない」が 100%となっている一方で、「自分の時間が取れない」が 14.3%となっています。



※ 「7.自分の時間が取れない」と「9.特にない」の同時回答が1件あったため、上記の結果となっています。

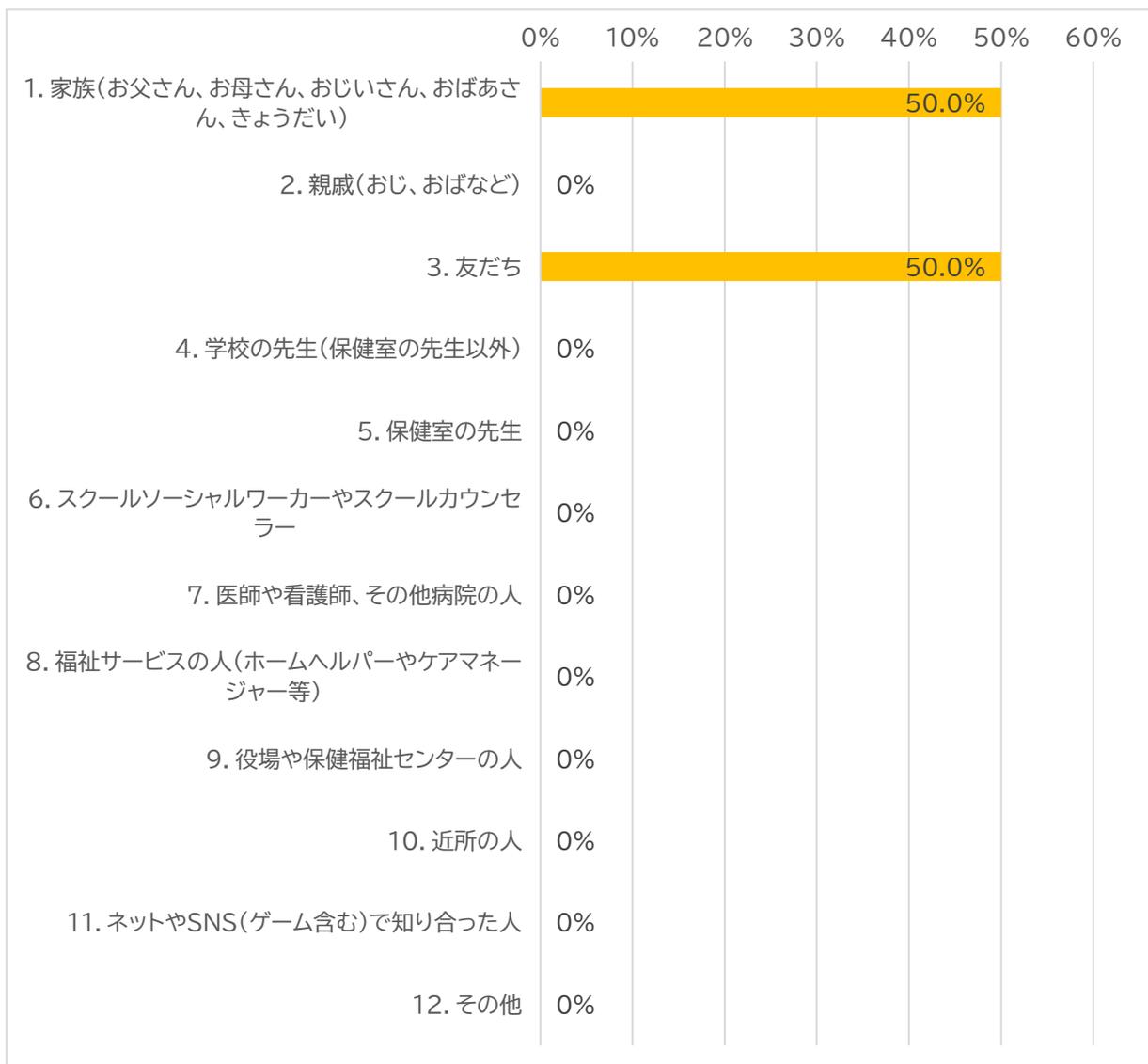
◆ あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはありますか。(N=7)

「ない」が 71.4%、「ある」が 28.6%となっています。

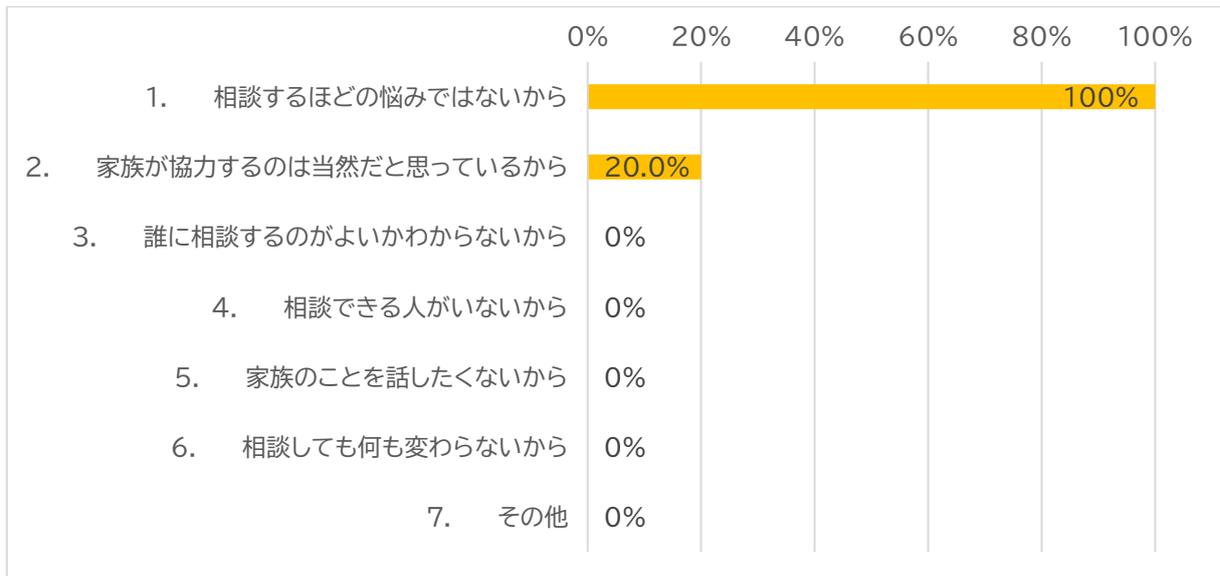


◆ 前問で「1. ある」と回答した人にお聞きします。それは誰ですか。(N=2)

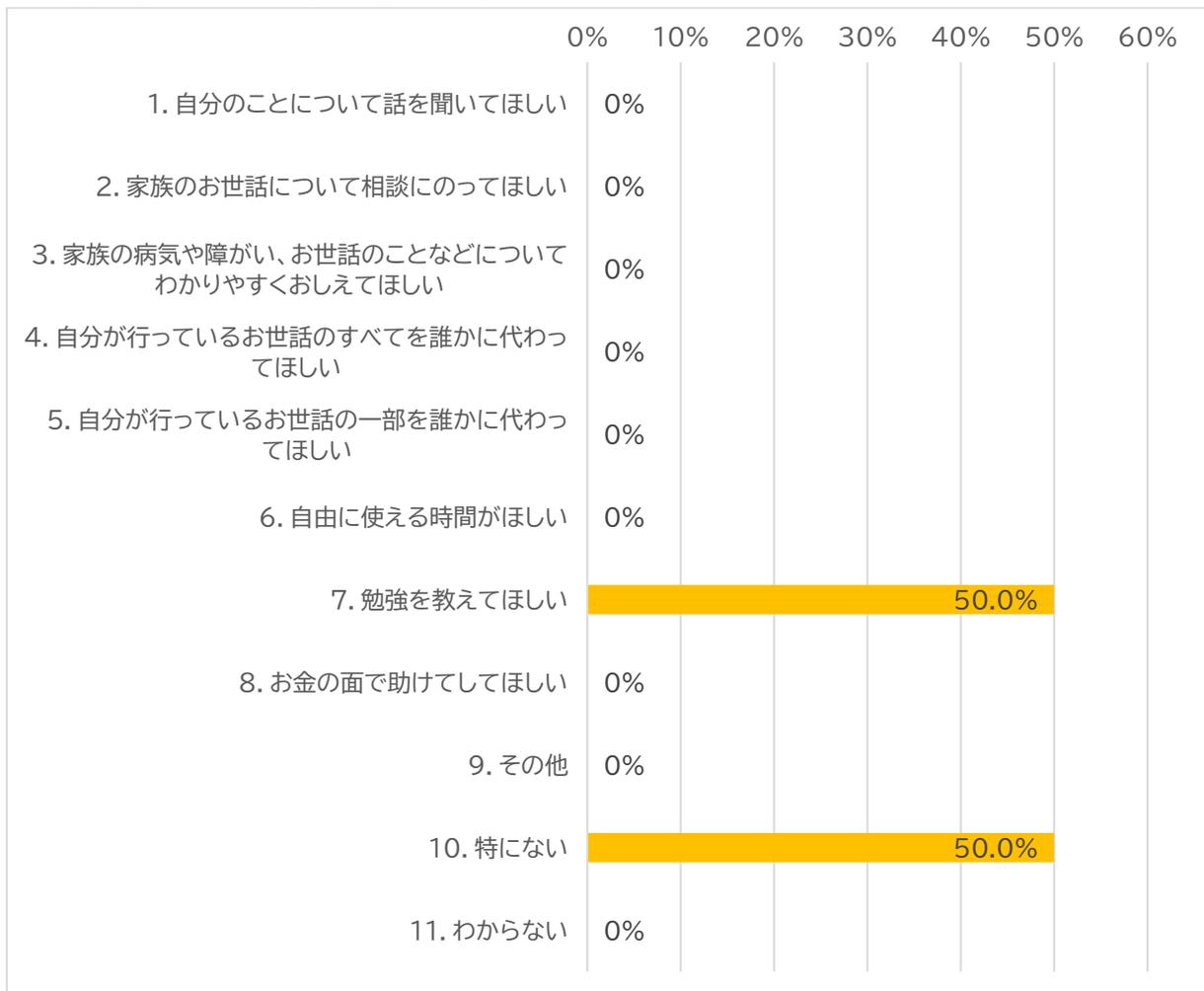
「家族(お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、きょうだい)」と「友だち」がそれぞれ 50.0%となっています。



- ◆ 前問で「2. ない」と回答した人にお聞きします。相談していない理由を教えてください。(N=5)  
「相談するほどの悩みではないから」が100%と最も高く、次いで「家族が協力するのは当然だと思っているから」が20.0%となっています。



- ◆ 学校や周りの大人にしてもらいたいことはありますか。(N=6)  
「勉強を教えてほしい」と「特にない」がそれぞれ50.0%となっています。



### 3 第2期計画における取組

第2期計画(計画期間:令和2年度(2020)～令和6年度(2024))における施策ごとの主な取組は以下のとおりです。

#### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるまち

##### (1) 子育て世代包括支援センターの機能強化

NO	主な事業	実施事業、取組み
1	子育て世代包括支援センター	ネウボラセンターとしての名称で運営。 保健師または助産師による、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付時の面談以降、妊娠期、産後早期、子育て期にわたり、妊産婦や保護者のニーズを把握しながら、情報提供や必要な支援を実施。

##### (2) 妊産婦や子どもの健康維持

NO	主な事業	実施事業、取組み
2	妊産婦健診費用の助成	妊婦健康診査15回と、産婦健康診査2回の費用助成。 県外への里帰り出産の場合は、償還払いで助成。
3	乳児家庭全戸訪問	生後2か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師で訪問、悩みを聞き、子育てに関する情報提供。 母子の心身の状況を把握、支援が必要な家庭へ助言、サービスの提供を実施。
4	乳幼児健康相談	保健師による育児相談と栄養士による離乳食相談(1歳児健康相談) 歯科検診に合わせ心理士による育児相談(2歳児健康相談)
5	産後ケア	1歳未満の乳児と産婦を対象として実施。 母子健康手帳交付時や妊娠期間中の面談、及び乳児訪問の際に事業を周知。 利用希望者には支援内容を説明し、産後も安心して子育てできるように支援を実施。
6	乳幼児健康診査	3か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児(3歳6か月児)、4歳児(幼稚園年中児)対象。 疾病や障がいの早期発見、基本的な生活習慣の確立、就学へ向けての準備、育児不安等への支援。
7	予防接種	感染症予防のため、生後2か月以降早期に接種を開始できるよう、乳児家庭全戸訪問時に保護者に周知。 ワクチンに対する情報提供や接種勧奨。
8	キッズふれあい広場	保健福祉センターにおいて幼稚園入園前の子どもと保護者を対象に、週1回、親子で身体を使った遊びや音楽療法、創作活動を取り入れた遊び等を提供。

		子育て開放日には、子どもと保護者を対象に保健福祉センターを開放。 遊び場の提供や保護者の子育てに対する相談等を実施。
--	--	---------------------------------------------------------------

### (3) 救急医療体制の充実

NO	主な事業	実施事業、取組み
9	救急医療体制	休日当番医制事業や救急電話相談事業を実施。

### (4) 食育の推進

NO	主な事業	実施事業、取組み
10	食育の推進	町食生活改善推進員の協力の元、キッズふれあい広場の手作りおやつ提供、郷土料理等の調理実習、小学生を対象にした食育料理教室、乳児を対象に離乳食教室等を開催。

### (5) 教育費・療育費などの支援

NO	主な事業	実施事業、取組み
11	誕生入学祝金	出生時・小学校または中学校入学時に祝金を支給。 令和6年度実績(10月末現在) 誕生祝金:5名 入学祝金:17名
12	児童手当	令和6年度制度改正により拡充。 支給対象が高校生世代まで延長、第3子以降15,000円から30,000円に増額。
13	子ども医療費助成	0歳～18歳までの乳幼児・子ども医療費を無償化。 令和5年度実績 乳幼児:4,788,766円 子ども:8,640,497円
14	保育料の軽減	多子世帯保育料軽減事業により、第2子以降の保育料を無償化。

### (6) 子どもの虐待防止

NO	主な事業	実施事業、取組み
15	児童虐待の防止	乳幼児健康診査等において、保護者の心身の状態や家庭の状況を把握、保護者の支援を実施。 児童虐待防止の広報活動の実施。
16	DV被害者支援	必要に応じて、保健福祉センターで相談を受付。
17	人権教育・啓発	「人権の花運動」を通じ、学校における人権教育を推進。

### (7) ひとり親家庭への支援

NO	主な事業	実施事業、取組み
18	児童扶養手当 ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、経済的負担を軽減。 令和5年度実績 児童扶養手当受給資格者:24名 ひとり親家庭医療費受給者:19名

(8)障がいのある子どもや家庭への支援

NO	主な事業	実施事業、取組み
19	健康診査の実施	障がいの早期発見、子どもの状況に応じた療育・支援の提供。
20	相談体制の充実	地域生活支援センターいなわしろと連携し、相談支援を実施。
21	障がいのある子どもとその家庭の経済的負担の軽減	各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成等、障がいのある子どもや家庭の負担を軽減。 令和5年度実績 特別児童扶養手当受給資格者:12名 特別障害児手当受給資格者:1名 重度心身障害者医療費受給者:1名
22	福祉サービスの実施	障害福祉サービス(在宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援、日常生活用具の給付等)、障害児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービス等)を実施。 令和6年5月から、特別支援学校通学のため介護タクシー助成券発行事業を実施。
23	障がい等に対する理解促進	地域の中で障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施。

**基本目標2 子どもが元気に生き生きと育つまち**

(1)子ども・子育て支援法に基づく教育・保育(保育所・幼稚園)の充実

NO	主な事業	実施事業、取組み
24	保育・幼児教育の充実	子ども一人ひとりの発達、個性にあわせ充実した保育・幼児教育の提供。

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

NO	主な事業	実施事業、取組み
25	延長保育	保護者の就労形態や通勤時間にあわせた保育時間の延長を実施
26	一時預かり	保護者の傷病や入院など緊急一時的な事由にあわせた児童の保育を実施。
27	体調不良児支援事業	事前登録した学校等の児童・生徒が体調不良時に、保護者の負担軽減のため保健師等が医療機関まで同行。
28	放課後健全育成事業	保護者が就労等により、放課後家庭に誰もいない小学生を対象に健全な育成のため、適切な遊びと生活の場の提供。
29	幼稚園児預かり保育事業	幼稚園降園後や土曜日、長期休業期間に園児の預かりを実施。

(3)相談・情報提供体制の充実

NO	主な事業	実施事業、取組み
30	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て世代包括支援センター(ネウボラセンター)が相談窓口であることを周知。気軽に相談ができる環境づくりの実施。庁内各課、関係機関等とともに情報共有、連携。
31	子育て情報提供体制の強化	保護者が利用しやすいように、ホームページ、アプリ、子育てガイドブックなどで情報発信。
32	子育て相談体制の強化	相談内容に合わせて、子育てに関わる庁内各課、関係機関等が連携し、相談体制を強化。
33	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	産前産後休業および育児休業中の保護者に対し、教育・保育施設の情報提供等を行い、産休・育休明けの入所が円滑に進むように支援。

(4)安心して外出できるまち

NO	主な事業	実施事業、取組み
34	利用しやすい公共施設等の整備	トイレを洋式に改修する等、誰もが利用しやすい公共施設の整備を実施。
35	安全な交通環境整備	通学路安全対策として第一小学校～バス停までの歩道設置(令和5年度実施) 冬期間における通学路の歩道除雪 小学生対象、登下校時や日常生活における交通教室を実施。
36	子どもを犯罪被害から守る活動	子どもが犯罪にかかわらない、巻き込まれないために、関係機関と連携し防犯活動に協力。

(5)子育て世帯の居住環境の整備

NO	主な事業	実施事業、取組み
37	定住住宅の整備	子育て住宅の整備。 若者住宅の整備。
38	空き家対策	子育て世代の移住支援や居住の安定確保を目的とした空き家の有効利用。

**基本目標3 子育てを地域で支える共創協働のまち**

(1)子育てに関する意識の醸成

NO	主な事業	実施事業、取組み
39	子どもの権利の尊重	子どもの権利等の教育の推進、子どもの権利に関する啓発を実施。 関係機関によるひきこもり支援、いじめ・不登校対策、非行防止対策、立ち直り支援の実施。

NO	主な事業	実施事業、取組み
40	男女共同参画事業の推進	令和2年度に磐梯町男女共同参画計画を策定し、安心して子育てできる環境を整備。
41	ファミリースクール(保育所家庭教育学級)	令和2年度より事業実施なし。
42	幼稚園・小学校・中学校家庭教育学級	幼稚園・各小中学校において家庭教育学級を実施。 子どもの健全育成の手立てとなる知識、家庭のあり方や必要性の講演会等を実施。

## (2)住民参加の子育て支援

NO	主な事業	実施事業、取組み
43	民生委員・児童委員	保護者と教育・保育施設や地域、行政等の連携を図り、地域の子どもたちを見守るなどの相談・支援を実施。
44	ファミリー・サポート・センター ホームスタート	未実施
45	高齢者の地域活動の推進	老人クラブ等を通し、児童の登下校の見守り等を実施。

## (3)子育て支援ネットワークづくり

NO	主な事業	実施事業、取組み
46	子育て支援のネットワークづくり	子育て支援のネットワークの機能強化のため、関係職員の研修等に参加。
47	子育て世帯のネットワークづくり	子育て世代包括支援センターにおける事業を仲間づくりの場として活用。保護者同士のつながりを支援。

## (4)体験活動等の充実

NO	主な事業	実施事業、取組み
48	ばんだいっ子クラブ 大谷っ子クラブ	公民館において書初め等を実施。 体験活動
49	世代間交流事業	高齢者と中学生および小学生が一緒に参加できるスポーツや創作活動の講座を実施。
50	スポーツ少年団	子どもたちのこころとからだの成長のため、スポーツ少年団に対し、活動の場の提供や遠征費用を支援。

## (5)異文化交流の推進

NO	主な事業	実施事業、取組み
51	国際教育交流	令和2年度から事業の実施なし。 令和5年度から新たにニュージーランドへ中学生を対象に語学教育交流を実施。

## 4 教育・保育と地域子育て支援事業の取組

### (1)教育・保育施設

#### ◇幼稚園の状況

本町には、磐梯町立磐梯幼稚園があります。満3歳から小学校就学前の幼児が対象であり定員は160人となっています。令和6年度の園児数は66人で定員160人に対して余裕のある受け入れとなっています。

教育時間は、9時から14時としています。また幼稚園閉園後は18時30分まで磐梯町こども館において園児の預かりを実施しています。

#### 施設概要

名称	磐梯町立磐梯幼稚園
定員	160人
対象児童	3～5歳児
教育時間	9:00～14:00
預かり保育	なし

#### 入園児童数及び入園率

(各年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園児童数	93人	84人	78人	70人	66人
入園率	58%	53%	49%	44%	41%

#### ◇保育所の状況

現在、本町では磐梯町保育所1ヶ所において保育事業を実施しています。0歳～2歳児を対象とする定員50人の施設となっています。

保育時間は、保護者の勤務状況により利用時間が定められており、標準時間は7時30分から18時30分、短時間は8時30分から16時30分です。なお延長保育も実施しております。

本町においては、保護者負担軽減、子育て施策の充実などの観点から、国が定めた保育料より低い保育料としています。また「磐梯町多子世帯保育料軽減事業」を実施しており、中学3年生以下の範囲において最年長の子どもから順に第2子以降の保育料は無料としています。

#### 施設概要

名称	磐梯町保育所	
定員	50人	
対象児童	0歳～2歳児	
保育時間	標準時間	7:30～18:30
	短時間	8:30～16:30
延長保育時間	標準時間	7:00～7:30 18:30～19:00
	短時間	7:00～8:30 16:30～19:00
一時預かり	8:30～16:30	

## 入所児童数及び入所率

(各年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	48人	43人	39人	33人	21人
入所率	96%	86%	78%	66%	42%

## (2)地域子ども・子育て支援事業の利用状況

## ①利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。

本町では磐梯町保健福祉センター内に「子育て世代包括支援センター(磐梯ネウボラセンター)」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、保健師による専門的な相談に対応するほか、助産師を配置し体制の充実を図るとともに、情報の一元化や関係機関との連携強化に取り組んでいます。

◇利用者支援事業(各年4月1日現在)

単位:か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

## ②延長保育事業(時間外保育事業)

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外の日及び時間において保育所で保育を実施しています。

◇延長保育事業の利用者数(令和6年度は10月末現在)

単位:人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
磐梯町保育所	0	0	20	14	0

## ③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の就労等により放課後等に家庭での保育を受けることの出来ない小学生に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

本町では磐梯町児童館において、通常の小学校授業日は授業終了後から18時30分まで、土曜日や長期休業期間(春、夏、冬休み)については、7時30分から18時30分まで開設しています。

◇放課後児童健全育成事業の利用登録者数(各年4月1日現在)

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
磐梯町児童館	66	67	62	55	64

## ④子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、委託施設にて一定期間養育を行います。

本町では令和6年度から事業を実施しています。

### ⑤地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

本町では磐梯町保健福祉センター内の「子育て世代包括支援センター」において、育児相談、施設開放、広報活動などを実施しています。

◇地域子育て支援拠点事業（各年4月1日現在）

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

### ⑥預かり保育事業

就労等により昼間家庭にいない保護者の在園児を対象に、閉園後も幼稚園等において保育を実施する事業です。

本町において預かり保育事業は実施していませんが、磐梯町幼稚園児預かり保育事業実施要綱に基づき、磐梯町こども館において、幼稚園閉園後、または土曜日、長期休業期間（春、夏、冬休み）に園児の預かりを行っています。

### ⑦病児病後児保育事業

病児保育は、病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペース等において看護師などが一時的に保育を行う事業です。

本町においては、現在のところ対応できる幼稚園・保育所はありません。

### ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

本町においては、未実施のため実績はありません。

### ⑨妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、すべての妊婦を対象に、公費により妊婦健康診査を15回実施しています。また、訪問や面接での指導を行うなど、妊娠から出産まで妊婦の健康管理を行っています。

◇妊婦一般健康診査（令和6年度は10月末現在）

単位：回

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診回数	296	170	185	134	65

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児(生後2か月を目安としています)のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

◇乳児家庭全戸訪問事業(令和6年度は10月末現在)

単位:世帯

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	24	12	16	13	6

## ⑪養育支援訪問事業

養育支援が必要と認められる家庭や、特定妊婦(出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦)、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)の家庭を把握し、指導・助言を行うことにより適切な養育の支援に努めるものです。また、これらの児童や家庭に関わる関係機関との情報共有と連携により、当該家庭及び児童への支援を行っています。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町の事業実施はありません。

## ⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町においては、現在民間参入の動きはありません。

## 第3章 基本理念・基本目標

### 1 基本理念

近年急速に進む人口減少は、地域の経済活動の停滞や社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させることが懸念されており、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持させる施策が進められています。

町では、安心して子どもを育てられる環境づくりを重点施策に置いていますが、少子高齢化による人口の自然減少が進行しています。

本町が継続して豊かなまちとして発展し続けるには、現状をしっかり捉え、まちの将来像や様々な課題を町民と共有し、「共創・協働のまちづくり」を推進する必要があります。

本計画は、磐梯町総合計画を上位計画としたものであることから、総合計画の基本理念である「子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまち」を踏まえ、次代を担う子どもたちすべてが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまち  
～共創・協働のまちづくり～

生活様式の変化により子育てのニーズも変わってきています。本町で子育てする上で子育て家庭への経済的支援や育児不安の解消のため、これまで以上に包括的にサポートできる施策を子ども本位に実施します。

子どもたちが地域の愛情に包まれながら、子育て世帯が「安心感」、「充実感」を感じながら健やかな育みができる子育て支援を進め、子や孫たちが磐梯町に暮らし続けたいと実感できる「子育てのまち」を目指します。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 子育て環境の整備・拡充

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもや親に対し、妊娠・出産期から切れ目のない支援に配慮し、健康づくりの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための相談できる体制づくり、経済的支援の拡充を推進します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

基本施策1 妊産婦や乳幼児等への切れ目のない支援

基本施策2 教育・保育の充実

基本施策3 健やかな成長のための体制整備

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

基本施策5 支援を必要とする子どもや家庭への支援

### 基本目標Ⅱ 地域における子ども・子育て支援体制の拡充

子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域など地域社会のあらゆる分野の人々が、子育て世帯に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要となります。地域全体がその役割を果たし、共に子どもの成長を喜び、分かち合うことができるよう、子育て支援体制の強化を図る取り組みを推進します。

核家族化の進行により、両親だけで子育てを担っている家庭も少なくなく、すべての子育て家庭への支援強化のため、在宅保育や在宅ワークに係る負担軽減に向けた相談体制の整備と訪問型子育て支援に加え、在宅保育助成制度の検討を進めるなど、あらゆる子育て世帯への支援充実を図ります。

基本施策1 地域における子育て環境の整備

基本施策2 地域における子育て支援の充実

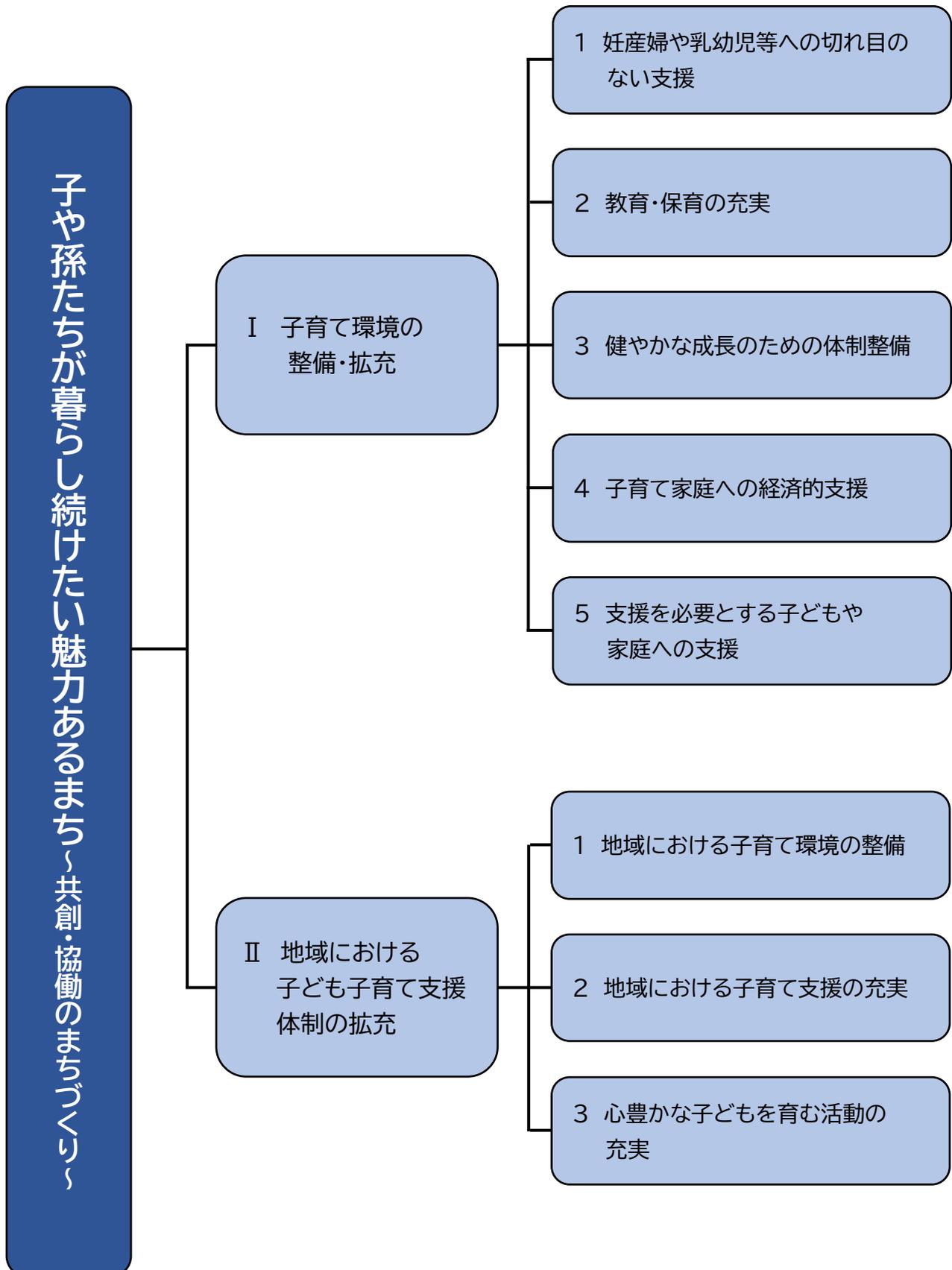
基本施策3 心豊かな子どもを育む活動の充実

### 3 計画の体系

#### 【基本理念】

#### 【基本目標】

#### 【基本施策】



## 第4章 基本施策の取り組み

### 基本目標 I 子育て環境の整備・拡充

#### 基本施策 1 妊産婦や乳幼児等への切れ目のない支援

##### (1) 妊産婦や子どもの健康維持

妊産婦健診や乳幼児健康診査の充実により、保護者自身が妊娠中から子どもの発育発達を理解するとともに、病気や事故を予防し、健やかな育ちが促せるよう支援します。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
1	こうのとりのり支援事業	不妊症の検査及び治療、不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の助成を行います。	保健福祉センター	継続
2	妊産婦健診費用の助成	妊産婦健診費用を助成し、母子の健康増進を図ります。	保健福祉センター	継続
3	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげます。	保健福祉センター	継続
4	産後ケア事業	産婦の心身の健康や、子育てに関する悩み等に対して、助産院に滞在して出産後の母親をサポートします。	保健福祉センター	継続
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師で訪問、悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに母子の心身の状況を把握、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。	保健福祉センター	継続
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育環境を確保します。	保健福祉センター	新規
7	乳幼児健康相談	乳幼児の健康に関する適切な情報提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、健康な身体をつくることのできるよう支援を行います。	保健福祉センター	継続

8	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。	保健福祉センター	継続
9	予防接種	感染症予防のため、生後2か月以降、早めの接種を勧奨します。	保健福祉センター	継続
10	キッズふれあい広場 (地域子育て支援拠点事業)	保健福祉センターにおいて、幼稚園入園前の子どもと保護者を対象に制作などの遊びを提供します。 子育て開放日には、子どもがいる保護者を対象に保健福祉センターを開放します。	保健福祉センター	継続

### (2)救急医療体制の充実

いつでも安心して医療を受けられる環境は、町民福祉の観点からも極めて重要なことで、町の医療センターにおいては、今後も夜間においても対応できる体制をとっていきます。

また、会津若松医師会と連携し、休日や夜間でも医療を受けられるようにするとともに、在宅当番医制事業を実施します。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
11	救急医療体制	年間を通して安心して医療を受けられる地域の医療情報の提供に努めます。	保健福祉センター	継続

### (3)食育の推進

乳幼児期から正しい食習慣を身に付け、心身の成長を促すことは健康づくりの基本であり、特に子どもにおいては、食を通じて豊かな人間性を育むことにつながります。地域や関係機関と連携しながら、発達段階に応じた食育の取り組みを進めます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
12	食育の推進	保健福祉センター、保育所、幼稚園や学校・地域が連携した、「食」の情報提供や食育を学習する機会の提供に努めます。 また、地域の食材に対する認識を深め、郷土食など地域の食文化への理解を深める取組みに努めます。	保健福祉センター 保育所、幼稚園 教育課	継続

## 基本施策２ 教育・保育の充実

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育(保育所・幼稚園)の充実・再編

子どもとその保護者が希望する教育・保育を安心して受けられるよう、質の高い教育・保育の提供、環境整備に努めます。また、保育士等の研修や施設間の連携を図りながら、教育・保育の質的向上に努めます。

さらに令和 9 年度には「(仮称)ぼんだい認定こども園整備基本計画」を指針として、本町の教育・保育施設を統合した幼保連携型認定こども園開園を予定しています。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
13	認定こども園の新設	令和 9 年度、磐梯町保育所、磐梯幼稚園、こども館を統合して幼保連携型認定こども園を開園します。	認定こども園開園準備室	新規
14	保育・幼児教育の充実	安心して預けられる保育所、幼稚園を目指し、子ども一人ひとりの発達、個性にあわせ、社会で生きるための基礎を養います。	保育所・幼稚園教育課	継続

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業等により、多様な質の高い事業実施に努めます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
15	延長保育事業	就労形態保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間以外の保育を実施します。	保育所 こども館 教育課	継続
16	一時預かり事業	保護者の傷病、入院など緊急一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。	保育所	継続
17	幼稚園児預かり保育事業	幼稚園降園後や土曜日、長期休業期間などの休園日に、園児の預かりを行います。	こども館	継続
18	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、放課後、家庭に誰もいない小学生を対象に適切な遊びと学びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。	教育課 児童館	継続

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
19	体調不良児支援事業	学校等において、児童・生徒が体調不良となり、医師の診断が必要と判断され、保護者の方がすぐに迎えに来られない場合は、保健師等が医療機関まで同行し受診するなど、保護者の負担軽減を図ります。	教育課 保健福祉センター	継続

### 基本施策3 健やかな成長のための体制整備

#### (1) 相談・情報提供体制の充実

子育てや子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、子育てに対する不安感や負担感が増す中、それぞれの状況に応じ相談しやすい体制を整備するとともに、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握できる体制の強化を図り、効果的な情報提供を行います。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
20	こども家庭センター新設 (地域子育て支援拠点事業)	令和8年度にすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を開設します。	町民課 保健福祉センター	新規
21	子育て情報提供体制の強化	利用者目線の子育て情報となるよう Web サイトの有効利用と既存の子育てガイドブックや広報誌を効果的に組み合わせ子育てに係る情報提供体制を強化します。 また保健福祉センター・保育所・幼稚園・小・中学校に導入されたコードモン※1 を活用し、保護者とのコミュニケーションを円滑に行います。	町民課 教育課	継続
22	ヤングケアラー支援	教育課と連携し、ヤングケアラー※2 の早期発見に努めます。 またヤングケアラーについての広報活動を行います。	町民課 保健福祉センター 教育課	新規

※1 子ども施設向け ICT 業務支援システム。アプリを通じて施設と保護者間の連絡を行うことができる。

※2 本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。

## 基本施策4 子育て家庭への経済的支援

### (1)教育費・療育費などの支援

若い世帯が子どもを持たない理由に「子育てや教育にお金がかかる」ことが挙げられます。理想の子ども数を持てる社会の実現に向け、幼児教育の無償化や第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるため、保育料の軽減など子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
23	誕生入学祝金	次代を担う子の誕生を祝福するとともに健やかな成長を願い、誕生祝金、入学祝金を支給します。	町民課	継続
24	児童手当	子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもが育てられるよう児童手当を支給します。	町民課	継続
25	子ども医療費助成	子どもの健康の保持・増進を図るため、満18歳未満の子どもに対する医療費の助成を継続して行います。	町民課	継続
26	保育料の軽減	子どもを産み育てたい環境づくりを推進するため、町独自の保育料軽減と多子世帯の保育料軽減措置を継続して行います。	教育課	継続

## 基本施策5 支援を必要とする子どもや家庭への支援

### (1)子どもの虐待防止

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っていますが、児童虐待は生命や心身の発達に重大な影響を与えることになります。児童虐待の早期発見、早期対応に努め、いじめも含めた予防的な取り組みを強化し、人権が尊重されるまちづくりを目指します。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
27	児童虐待の防止 (子どもを守るための地域ネットワーク強化事業)	要保護児童対策地域協議会が医療・保健・教育・警察など地域の関係機関と連携強化を進め、早期発見、早期対応に努めます。	町民課 保健福祉センター 教育課	継続
28	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、委託施設にて一定期間養育を行います。	保健福祉センター	新規
29	DV被害者支援	DV被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援を行います。	町民課 保健福祉センター 教育課	継続

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
30	人権教育・啓発	子どもの人権が尊重されるよう、学校や地域における人権教育を推進します。	町民課 教育課	継続

## (2)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という2つの役割があり、その両立は極めて困難で、子どもの養育や収入などの問題を抱え、生活環境が厳しい家庭が少なくありません。

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労や各種制度の利用など、それぞれの家庭に応じた日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
31	児童扶養手当 ひとり親家庭医療費助成	児童扶養手当、ひとり親家庭の医療費公費負担により、経済的な負担軽減を図ります。	町民課	継続

## (3)障がいのある子どもや家庭への支援

磐梯町第4期障がい者計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの提供を行ってきましたが、サービスの種類によっては、提供体制を一層充実させる必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、それぞれのライフステージで支援する総合的な取り組みを図ります。

また、子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療養の促進を図るため、庁内各課、関係機関と連携して、相談・助言等の支援体制の充実強化を図ります。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
32	相談体制の充実	地域生活支援センターと連携し相談体制の充実に努めます。	町民課 保健福祉センター	継続
33	障がいのある子どもとその家庭の経済的負担の軽減	各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成等、障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、育ちを支援します。	町民課	継続
34	福祉サービスの実施	障がいのある子を家庭で育てている方へ障害福祉サービス(在宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援、日常生活用具の給付等)を実施します。 また、身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービス等)を実施します。	町民課	継続

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
35	障がい等に対する理解促進	地域の中で障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動、障がい児とふれあう機会の創出を図ります。	町民課 社会福祉協議会	継続

## 基本目標Ⅱ 地域における子ども子育て支援の拡充

### 基本施策1 地域における子育て環境の整備

#### (1) 安心して外出できるまち

親子が安心して生活し、遊べる環境を確保するため、地域が一体となった取り組みが重要です。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
36	利用しやすい公共施設等の整備	妊婦や子どもが安心して利用できるようユニバーサルデザインの視点で施設の整備に取り組みます。	教育課・行政経営課	継続
37	安全な交通環境整備	関係機関と連携して、通園や通学、子どもや親子が安心して外出できるよう道路や歩道等の交通環境整備に努めます。	建設課・総務課	継続
38	子どもを犯罪被害から守る活動	子どもが犯罪に関わらない、巻き込まれないために地域の連帯感と信頼感を深めるため、警察や防犯協会など関係機関と連携した防犯活動に努めます。	教育課 総務課	継続

#### (2) 子育て世帯の居住環境の整備

安心して子育てできる町であるためには、子育てしやすい居住環境の整備にも留意する必要があります。子育て家族を対象とした定住住宅の整備促進等により居住環境の維持に努めます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
39	定住住宅	子育て家庭が安心してゆとりある生活を営むことができるよう、良好な居住環境に配慮した住宅の供給の維持に努めます。	建設課	継続
40	空き家対策	子育て世帯の居住の安定確保を図ることを目的に、空き家の有効利用を図ります。 合わせて、定住促進の取り組みとして、中古住宅の取得や改修費用等の一部を助成する制度を推進します。	行政経営課	継続

## 基本施策 2 地域における子育て支援の充実

### (1) 子育てに関する意識の醸成

核家族の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や負担を感じ、子育ての孤立化が進んでいます。

子どもの健やかな成長のために、町全体で子どもと子育て世帯を支えるという認識に立ち、地域の中でつながりながら子育てを支える意識づくりを進めます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
41	子どもの権利の尊重	子どもの権利等の教育を推進し、啓発を行います。 また、関係機関によるひきこもり支援、いじめ・不登校対策、非行防止対策、立ち直り支援等に努めます。	町民課 教育課	継続
42	男女共同参画事業の推進	家族を構成する男女が相互に協力し、子育てに取り組む意識への啓発に努めます。	町民課	継続
43	幼稚園・小学校・中学校 家庭教育学級	子どもの健全育成の手立てとなる知識を学習し、家庭のあり方や必要性を再認識させることで、生涯学習の推進を図っています。	教育課 (委託事業)	継続

### (2) 住民参加の子育て支援

子どもは地域の未来を創る担い手であり、子育て家庭とともに地域社会としても子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが大切です。

地域の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、地域住民の子育て支援への参加を積極的に推進します。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
44	民生委員・児童委員	地域の身近な相談者として、相談しやすい環境の整備に努めるとともに、保護者と教育・保育施設や地域、行政等の連携を図り、地域の子どもたちを見守るなどの相談・支援等を行います。	町民課	継続
45	ファミリー・サポート・センター事業	近隣自治体で NPO 法人などが運営している本事業の広域的利用に加え、本町でも具体的な実施に向け検討します。	町民課	新規

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
46	高齢者の地域活動の推進	老人クラブ等を通し、高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進し、児童の登下校の見守り等、地域活動の中で子育て支援を推進します。	社会福祉協議会	継続

### 基本施策3 心豊かな子どもを育む活動の充実

#### (1) 体験活動等の充実

世代間交流やスポーツ活動、また自然の中での体験活動など様々な活動を通して、心豊かな子どもを育てます。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
47	ばんだいっ子クラブ	公共施設等を利用して子どもたちに安心安全な活動の場を提供し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりに努めます。	教育課(公民館)	継続
48	世代間交流事業	世代間(子ども、親、高齢者)が一緒に参加できるスポーツや創作活動等の事業を推進します。	教育課(公民館)	継続
49	スポーツ少年団	スポーツを通して、子どもたちのこころとからだを育てます。	教育課(公民館)	継続

#### (2) 異文化交流の推進

磐梯町の次代を担う子どもたちを視野の広い国際感覚のある心豊かな生徒に育成し、磐梯の教育の柱である英語教育の更なる充実を図るため「語学教育」を主な目的として事業を実施します。

NO	主な事業	具体的な内容	担当課	区分
50	語学教育交流	語学留学受入れの実績が多いニュージーランドへ磐梯中学校の生徒を派遣し、英語教育のさらなる充実を図ります。	教育課	継続

# 第5章 子ども・子育て支援給付

## 1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定し、その区域ごとに「量の見込み」および「確保の方策」を定めることとされています。

本町では、第2期計画と同様に、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育保育を提供するための施設の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携などを総合的に勘案し、1区域とします。

なお現在、本町の教育・保育施設は、磐梯町保育所、磐梯幼稚園の2施設となっています。

今後、令和4年度磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議における答申の基本方針で示された通り、保育所と幼稚園、こども館は統合して幼保連携型認定こども園としていきます。

開園に向けた準備は、令和6年4月に開設された認定こども園開園準備室が行います。令和9年度の開園を予定しています。

## 2 教育・保育について

### (1)教育・保育給付

幼児期の教育と保育の必要性のある子どもについて、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分けられます。

#### ①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設となります。

#### ②地域型保育給付

市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4種類となります。当町には該当の事業はありません。

区分	概要
家庭的保育事業	事業主体 :市町村、民間事業者等 保育実施場所等:保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 :1人~5人
小規模保育事業	事業主体 :市町村、民間事業者等 保育実施場所等:保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 :6人~19人
事業所内保育事業	事業主体 :事業主等 保育実施場所等:事業所の子ども+地域の保育を必要とする子ども(地域枠)
居宅訪問型保育事業	事業主体 :市町村、民間事業者等 保育実施場所等:保育を必要とする子どもの居宅

### 3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策等」について

幼児期の教育・保育について、将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

次に掲げる通り、量の見込みに対する確保量については充足できています。なお令和9年度の認定こども園開園後も確保できる見通しです。

◇今後5年間の教育・保育の量の見込み(人)

教育・保育提供区域	1年目(令和7年)				2年目(令和8年)				3年目(令和9年)									
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳							
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号							
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり						
教育ニーズ		左記以外	0歳	1～2歳	教育ニーズ		左記以外	0歳	1～2歳	教育ニーズ		左記以外	0歳	1～2歳				
見込量	60		0		40		50		0		35		9		36		30	
	0	0	10	30	0	0	10	25	36	0	10	20						
確保方策	160		0		50		160		0		50		9		66		50	
	0	0	12	38	0	0	12	38	66	0	12	38						

教育・保育提供区域	4年目(令和10年)				5年目(令和11年)							
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳					
	1号	2号	3号		1号	2号	3号					
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり			
教育ニーズ		左記以外	0歳	1～2歳	教育ニーズ		左記以外	0歳	1～2歳			
見込量	9		31		30		9		31		30	
	31	0	10	20	31	0	10	20				
確保方策	9		66		50		9		66		50	
	66	0	12	38	66	0	12	38				

## 4 教育・保育の推進

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、子どもの個性や発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。そのためには施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士やそれを支える者の処遇改善等、体制の構築が必要です。

質の向上のために「教育・保育施設への適切な評価等」を実施するとともに、結果を踏まえた改善努力を行います。また、「職員配置の充実と労働環境の改善」や「職員の専門性の向上に向けた研修等の充実」をはかります。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業

### 1 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について

#### ①延長保育事業

本町では磐梯町保育所と磐梯町こども館において延長保育事業を実施しています。

これまでの利用実態とニーズ調査結果をもとに、量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保方策	3	3	3	3	3
施設数	2	2	1	1	1

#### ②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

令和6年度の放課後児童健全育成事業の登録者は、64人となっています。これまでの利用実態とニーズ調査結果をもとに、量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	84	77	81	81	75
② 確保方策	90	90	90	90	90
施設数	2	2	2	2	2

#### ③子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、委託施設にて一定期間養育を行います。

本町では令和6年度から事業を実施しています。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	21	21	21	21	21
② 確保方策	21	21	21	21	21
施設数	1	1	1	1	1

#### ④地域子育て支援拠点事業

平成30年度に保健福祉センター内に開設した「子育て世代包括支援センター」において、育児相談、施設開放、広報活動を行ってきました。これまでの利用実態とニーズ調査結果をもとに量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

令和8年度には「子育て世代包括支援センター」の機能を維持した上で、子どもや子育て世帯、妊産婦への相談支援を一体的に行うことのできる「こども家庭センター」を開設し、引き続き事業を実施する予定です。

単位:人(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	520	520	520	520	520
② 確保方策	520	520	520	520	520

#### ⑤一時預かり事業

##### ◇幼稚園等の一時預かり事業(預かり保育)

令和6年度の磐梯町こども館における預かり保育の登録者(実人数・4月1日現在)は56人であり、この利用実績とニーズ調査による推計を踏まえ、量の見込み(延べ人数)を下表のとおり設定し、その確保を図ります。

令和9年度には「認定こども園」が開設予定のため、令和9年度以降は認定こども園内で事業を実施します。

単位:人(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11,000	11,000	240	240	240
②確保方策	11,000	11,000	240	240	240

##### ◇保育所等の一時預かり事業

令和6年度10月末日現在の保育所における利用者は2名(実人数)、平均利用日数は5.5日でした。ニーズ調査結果による推計と、この利用実績を踏まえ、量の見込み(延べ人数)を下表の通り設定し、確保に努めます。

令和8年度までは保育所において、令和9年度以降は認定こども園において実施します。

単位:人(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20

⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

本町においては未実施のため利用実績はありませんが、住民ニーズ調査からニーズはあると思われる。

近隣自治体で NPO 法人等が運営している本事業の広域的利用の検討に加え、本町で運営する団体の育成とともに具体的な実施に向け検討を開始します。

⑦病児病後児保育事業、子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業))

病児・病後児保育事業は、本町においては未実施となっていますが、住民ニーズ調査からニーズはあると思われる。

現在、本町内に対象となる施設はありませんが、今後近隣自治体と調整を図り、広域利用などによる事業実施について検討を図ります。

⑧利用者支援事業

本町では平成30年に磐梯町保健福祉センター内において「子育て世代包括支援センター」を開設し、専任職員(保健師や助産師)により専門的な相談等に対応してきました。

令和8年度に開設予定の「こども家庭センター」において、引き続き事業を実施する予定です。

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1

⑨地域子育て相談機関

地域子育て相談機関は、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象として、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる機関です。

本町で事業実施はありませんが、保健福祉センターにおいて随時相談を受け付けています。

⑩妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査の令和5年度の実績は14人(実人数)となっています。

令和7年度以降の本町の出生者数は10人と推計され、これまでの実績を勘案して下表の通り量の見込みとして設定し、その確保を図ります。

単位:人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	130	130	130	130	130
② 確保方策	130	130	130	130	130

### ⑪乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することとして量の見込みを設定し、その確保を図ります。

単位:人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10

### ⑫養育支援訪問事業

本町の本事業の実績は、近年は0人となっておりますが、下表のとおり量の見込みを設定し、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診において育児負担の状況把握をし、適切な養育支援の実施に努めます。

単位:人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1

### ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、該当者はいませんが、発生した場合に対応できるよう整備を進めていきます。

### ⑭多様な主体の参入促進事業・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では民間参入の動きはありませんが、住民のニーズや民間事業者の参入の状況に応じて検討していきます。

### ⑮子どもを守るための地域ネットワーク強化事業

支援を必要とする児童等の早期発見及びその適切な支援を図るため、令和6年度に磐梯町要保護児童対策地域協議会を立ち上げました。

今後も引き続き関係機関と連携し、体制強化を図っていきます。

### ⑯子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本町で事業実施はありませんが、潜在的ニーズはあると考えられるため具体的な事業実施に向けて検討を開始します。

### ⑰児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、安全で安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習支援、進路相談、食事の提供などを行う事業です。

本町での事業実施はありませんが、住民のニーズに応じて検討していきます。

### ⑱親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、適切な情報や助言を行い、また同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで親子間の関係性の改善を支援する事業です。

本町での事業実施はありませんが、今後近隣自治体と調整を図り、広域利用などによる事業実施について検討を図ります。

### ⑲妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

現在は子育て世代包括支援センターにおいて実施しており、令和8年度からはこども家庭センターにおいて実施します。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30
② 確保方策	30	30	30	30	30

### ⑳乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

すべての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

本町での事業実施はありませんが、住民ニーズがあることから具体的な事業実施に向けて検討を開始します。

### ㉑産後ケア事業

産婦の心身の健康や、子育てに関する悩み等に対して、助産院に滞在して出産後の母親をサポートする事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	6	6	6	6	6
② 確保方策	6	6	6	6	6

# 第7章 こども家庭センターについて

## 1 こども家庭センターとは

### (1)趣旨・目的

こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。

できる限り妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うことを目的として、令和6年から全国で設置が進められています。

### (2)主な役割

こども家庭センターは、地域のすべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に以下の業務を行うこととされています。

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 地域資源の開拓

## 2 本町の「こども家庭センター」について

### (1)本町の現状

本町では平成30年に磐梯町保健福祉センターに「子育て世代包括支援センター」を開設し、設置の趣旨である「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を提供してきました。また子育てに関する相談や情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」も、保健福祉センターで行っています。

こうした現状から、令和8年度保健福祉センター内に「こども家庭センター」の開設を計画しています。

### (2)「磐梯版ネウボラ」と「こども家庭センター」

磐梯版ネウボラは、妊娠初期の妊婦から中学校卒業までのすべての子どもを対象に一人ひとりの成長を保護者とお子さんに関わる支援者とともに考えていくものです。

母子健康手帳の交付から保健師または助産師が継続的に妊娠期・出産・子育て期と支援を行う「すこやかネウボラ」と、子どもが中学校卒業までの適切な就学指導を行うため、子ども一人ひとりの教育支援計画を作成したり、関係機関の教職員を対象とした勉強会を行うなどして、幼小中一貫教育の中で寄り添った切れ目のない支援を行う「生き生きネウボラ」があります。

磐梯町ではこのように、教育現場と母子保健と福祉が連携した支援体制を整備してきました。

今般「こども家庭センター」を開設するにあたり、「磐梯版ネウボラ」の取組を維持しながら、町民にとって分かりやすく、利用しやすいセンター運営を目指します。

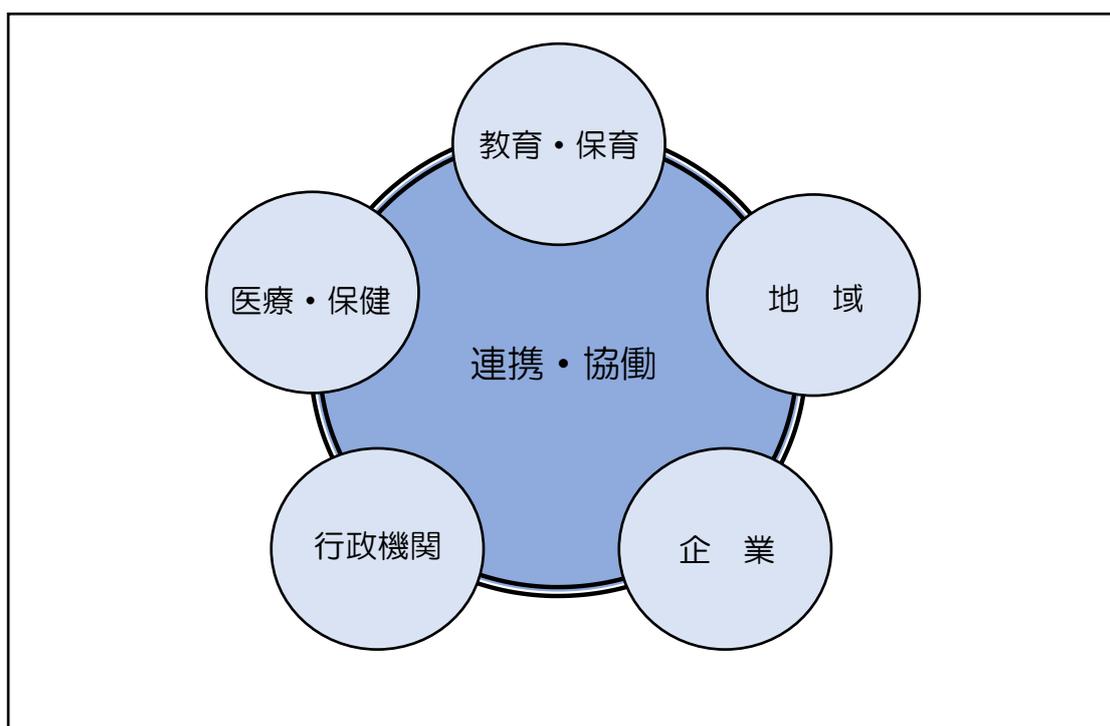
## 第8章 計画の推進

### 1 関係機関との共創と協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子育ては父母や保護者が第一義的な責任を持つという認識のもと、家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる分野で各々が役割を果たすとともに、協力して支援を行うことが重要とされています。

本計画の推進にあたり、地域の特性に応じた支援を通じ、関係機関との連携を図りながら、子ども及び子育て家庭本位の取り組みを進めます。

子どもたちが地域の愛情に包まれながら、子育て世帯が「安心感」、「充実感」を感じながら健やかな育みができる子育て支援を進め、子や孫たちが磐梯町に暮らし続けたいと実感できる「子育てのまち」を目指します。



# 磐梯町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

発行日:令和7年3月

発行:磐梯町役場 町民課

住所:〒969-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855

T E L:0242-74-1215